敬齋先生年譜考異

津田文庫
文庫1
1835

早稲田大学図書館藏書

石齋先生年譜参考書

目次

一　一貫樓家系図
二　一貫樓喜左衛門幸方日記
三　一梅々先生墓碑
四　一可柳先生臨終ノ書
五　一同墓碑并銘
六　一貫樓中沢村上市兵衛氏師弟武藝拾南系雜用金下賜ノ書
七　一同人より殁後悔辱年、お續ノ儀願書
八　一進齋先生墓碑并銘
九　一貫樓辱年、武藝拾南相續系雜用金下賜ノ書付
十　一雜用金拾賜ノ書付
十一　一貫樓辱年より殁後悔辱次郎、相續ノ儀願書

つだ文庫

010190617560

十二　一楽軒先生墓碑弔銘

十三　一武藝指南相續ニ付雑用金下賜ノ書付

十四　一宇門一札

十五　一雑用金加恪書付

十六　一門人ノ出精ヲ奬励スベク存行ノ膝換ヲ請フ願書

十七　一伊藤先生ニ教授ヲ請フ書面

十八　一拝借金願書

十九　一拝借金証文

二十　一宇門一札

二十一　一高木屋ヨリ借用金延期依願ニ付一札

二十二　一裏庭ヲ借入固山流教授ノ為ノ伊澤ヲ招ノ書簡

二十三　一類焼移轉ニ付永代寺ヨリ借用金証書

二十四　一印找賣物来ルトテ伊澤ヲ招ノ書簡

国立国会図書館蔵書
早稲田大学

1835

二十五　一小児出産ニ付伊澤ヲ招ノ礼状ノ書簡

二十六　一大山ヨリ老母ヲ呼迎フベキ為メ下山ノ書簡

二十七　一老母安着ニ付下山ノ礼状

二十八　一相續人高橋富三郎ヨリ先生ノ永代寺ノ宅地ニ付願書

二十九　一伐辰ノ春私ヲ遊ブ下総ノ歩行定ノ到リシヲ名古屋ノ秀三郎ニ告ル書簡

三十　一下総ヨリ江戸ニ帰リシ書簡

三十一　一勅使ヲ入城書簡

三十二　一野田ヲ遊歴京都宮城ニ行ク宿ノ状況ノ書簡

三十三　一名古屋ノ長吉ノ秀三郎ノ世話ニ対スル謝状ノ書簡

三十四　一秀三郎ノ手紙ヲ送ヘノ書簡

三十五　一秀三郎ノ長吉ノ家ニ居ル旨ヲ謝スル書簡

三十六　一摩西四年日記抜萃　三十六ノ二

三十七　一京都ニ上ル道中日記抜萃　三十七ノ一　名古屋ヲ過ギ道中抜萃ノ書簡

三十八　一京都ニ出張戸田邸ニ伺候ノ模様ヲ秀三郎ニ告クルノ書簡

三十九　一同上ニ家ニ告クルノ書簡

四十　一同上石城ヘノ書簡

四十一　一在京日記抄（十七ヶ条）（十六年九月廿三日）

四十二　一水野辰次郎外三人ヲ先生ヲ尾州家推薦スルノ書面

四十三　一戸田大和守ニ合抱ラレタル旨ノ書　徽猷ニ供ヘシトヲ秀三郎ニ告クル書

四十四　一同上家ニ抱ヘラルヽノ書簡

四十五　一戸田家ニ抱ヘラルヽノ書付

四十六　一同上健三ヘ書付

四十七　一戸田家ニ於テ身分資格ノ書付

四十八　一海東行路筋見分ニテ戸田大和守下向ス筈ニテ六郎身分ノコト二付

四十九　一戸田家ニ於テ奉職ノコトヲ家ニ告クルノ書簡

五十　一戸田大和守下向ニ付六郎身分其他ノ事ニ関スル書簡

五十一　一先生病気健三郎勧ノ書簡

五十二　一行政官史官試補ノ拝セシ書簡

五十三　一眼病ノ為メ打籠且辞職決心ノ書簡

五十四　一療治ノ為ト醫師屋ニ来ルヲ去ルヲ書ト且辞職決心ヲ松屋彦六郎ノ忠行ヲ恨ムノ書簡

五十五　一戸田大和守ニ上ル陳情書

五十六　一小瘡全癒ヲ江戸ニ帰リ家族ヲ携ヘ再上セシコトノ意ヲ通スル書簡

五十七　一眼病殆快ヲ尾州家ヨリ内意アリシコトノ書簡

五十八　一吉町通、鞆定ヲ在京知人ニ紹介等ノ書簡

五十九　一岩倉玄琵、眼病治療ヲ托セシコトヲ大和守帰京ヲ待辞職スルノ決心尾州家ヨリ重臣ヲ招ク等ノ件ニ付国史伝書ヲ依頼スルノ切ニスルコトノ書簡

六十　一岩倉玄琵、眼病ヲ托シ打籠治療ヲ尾州家ヨリ内々アリシコトノ書簡

六十一　一病牽引籠居稟願

六十二　一免職辞令

六十三　一名古屋ニ於テ侯家ノ用意サレタル書簡

六十四　一尾州家退物並名古屋ヘ移住等内意ノ書簡

六十五　一南川ヨリ西経侯ヘ呈書ニ付尾州家自ラ其緩漫ヲ悔ユルノ書簡

六十六　一縣勇記ヲ以テ六國史浄書ニ付尾州家ヨリ其ノ丸ニ秀三郎ヲ大三ノ移ヲ賜ヒ石高

六十七　一侯爵ヲ呈ヲ以テ長吉川橋ヲ丸ニ秀三郎ヲ大三ノ移ヲ賜ヒ石高

ノ事ヲ以テスル書簡

六十八　一東京ノ宅ヘ送金ノ書簡

六十九　一侯爵ヲ呈ヲ以テ田家ヲ安上家ヲ二後、婦物並送金ノ書簡

七十一　一家族引越ノ為ノ東京ヘ旅行願書

七十　一尾州家ヘ六國史浄書ヲ侯ヲ出ス旦田家ニ於テ大村帰京ヲ待ツノ

書簡

七十二　一願済ノ為大和守帰京ヲ待タス出立スベキノ書簡

七十三　一十月初ヨリ風邪ヲ手除ル大村帰京次第出立日限決定ノ書簡

七十四　一伊藤有三東京ニ於テ病ヲ抱セシ書簡

七十五　一病気全快ノ出立ニ付名古屋侯宅不十分ニ付見合ノキノ書簡

七十六　一六國史浄書ニ付尾州家聘ヘ應スベキ願書

七十七　一京都府ヨリ東京府ヘ下ル日記

七十八　一病状体具ノ為四五日名古屋ヘ滞留石井善庵ニ就キ薬用ノ書簡

七十九　一東京ニ出発後時ヲ田舎ニ於テ暫ク養フノ書簡

八十　一病気本復日々入門ヲ謹慎ス昌平黌ヘ公議所出仕ノ書簡

八十一　一尾州家依頼ノ趣ノ物浄書従事シ本所竜岡ノ日記ヲ秘密其旨宅ヘ

就和与秘密ノ書簡

八十二　一帰書所ノ家作譲渡証文

八十三　一秀三郎上京ニ付丹羽五郎人ヘ依頼ス服病快癒古事記浄書業務

八十四　一秀三郎ノ親者病ヲ以上京ノ願フコト及ビ毒頂宮、合せ陽子ヲ差上ル届ヨ
拜領書ノ書簡
八十五　一秀三郎ノ本保野、出者ノ願ヒ及ビ毒族入門書ノ書簡
八十六　一寺島主上京面活眼病角度樓山ノ天王幟焼毒健三貢進生ノ辞
西洋人ヘ就キ修学者ノ書簡
八十七　一刀剣ニ関スル書簡
八十八　一暑気ニ弱ノ眼病角度ノ全味身祝祭芳者ノ書簡
八十九　一腰痛手跡軽快ニ至ル國昌度塾舎ロハカラ新筆刀法者門札桜
毒等ノ書簡
九十　一病後全快本上ノ書簡
九十一　一病後初ノ外出途中ニ病勢ヲ発ス書簡
九十二　一塾則並書法及部者認可書

九十三　一病後初ノ戻年茶法並刀剣購入ノ書簡
九十四　一業祈聖ヲ以刀剣ノ購ヒ老上ノ快楽ナスノ書簡
九十五　一遺書
九十六　一辞世
九十七　一遺号
九十八　一墓碑
九十九　一戻年公園ニ建設ノ碑銘

拾遺

一 一社寺圖版未書
二 一書籍目録大概未書
三 一大色紙書法未書
四 一墨痕未書
五 一百福壽印傳授本末書
六 一五柳園先生之傳伊呂波書法未書
七 一名古屋横井下長年町郵定畧図
八 一柳谷樵玄秘塔摸本未書
九 一印譜題字落款
十 一安政三年刻印箋
十一 一八幡宮伊藤旅行境内郵定畧図
十二 一安政四年正月豊後人名録

十三 一同年刻印
十四 一同年十月廿六日五年八月廿九日迄日記但本能勢的ノ
十五 一八幡宮伊藤旅行境内新築郵定畧図
十六 一本町小泉町郵定畧図
十七 一倫志
十八 一初孫ヲ亡ヒシトキノ歌
十九 一史官ヲ辞セシトキ歌
二十 一同

一

京楊家系図

赤宇津図書光昭　妻名津川大隠女
図書第多田陽仲十七世之孫也仁越前守相伴
慶長度ヨリ石賊之堂有大森五郎右與六郎兵庫数戦於是秋田城之介
赤宇津孫次郎仁賀保兵庫助越孫七郎岩屋宇兵衛援六郎攻大森
居城仁加保助越岩屋三人破宿城赤宇津乃攻本城ヶ中柵而防之伏
敵之於是図書及中村兵部牽兵乗内城ヶ陥戦也以図書兵部二人為
先登云

京楊家内

図書長子也妻仁本庄之方京楊家之始

光次　法名ヲ住吉ト称
正保二乙酉二月九日ニ平戸院藩建成侯ニ仕ヘ
大隅守ト称シ後ハ出雲守ト改ム　平戸藩ニ奉仕ス云三州ヲ長州侯ヲ江越侯ヲ
東ツ場ハ大名門ナリ正保四丁亥九月廿七日平戸院藩ニ貢大阪

光次郎
光信　男子　信濃守
天和元年閏月廿日卒　本山院ニ葬
嘉永物津島於人女ヲ享ス　五月十日養子ト為ス

光信次男
尚二　実嵩　伊保氏ニ住ス
延享三年庚辰三月十七日卒　四歳院殿
信濃守ニ任ス十八年迄ニ有ト云ヒ

女子

富吉郎
勝直　幸九郎　図書　伊保氏ニ住ス　始メ先有田信者ニ勝直ヨリ第七女
享保三年乙卯八月廿日卒　平田院ニ葬　後ノ先生ノ方　嘉勝氏ニ不入
女子　中務大輔従四位下出羽守嫁ス

勝直次男
尚郷　中務丞　伊保氏ニ住ス　後ニ桑名氏ニ来住
宝暦四甲戌三月廿日卒　光明院ニ葬　桑一郎柳生ノ方ヨリ養子ト為ス
実母ハ平田信ニ葬ス　五月廿日平田寺ニ葬　松平定敬野田ノ人

女子　中務少輔従五位下

某　早世　信之進　宝暦十癸巳三月十三日卒　樹義寺ニ葬　光明院ニ葬
行年三才

尚郷男
光慶　中務丞ト云　武術師範　神伝流　文化辛未四月廿日卒　光明院ニ葬
嘉覧之五者ヲ門流　雄女四年十二月廿七日卒　功勲院後退見大炉田寺ニ葬

表書男
尚道　男子　文化辛未十二月二十六日　寄隆院殿　葬本寺
嘉禄千石官　和四丙子ノ嘉暦　武術師範　家十二ヲ田伝　共ニ男女出家ス　十月十三日卒　光明院ニ葬

弓之助　早世　文化六己巳二月十三日　麦山寺日光院ニ葬

女子　於壽　文化十癸酉九月　天顔秋光尼

女子　於壽　文化十二乙亥十二月廿三日　雪岩壽女尼

吉之亟　文化十二乙亥十二月十六日　実源玉宗

善吉郎　歓吉　禄千石　国主島津雄嘉隆　文化十三年丙子十二月十七日

幸次郎　先業　天保四癸巳十月　高野師範神伝
弘化三丙午年八人吉山百三郎ニ家督ヲ相続ス　以上ニ書ヲ送ル　一家ノ者々後輩ヲ悲ミ
直稔ヲ立テ以石二荷ヲ受ス　明治元年戊辰八月十日　戸田大和守様ニ仕ヘ　直稔ヲ以テ
ヲ以テ九月ノ後ヲ行政官吏ニ任ス　十月三日　新ノ少史ニ任ス　明ニ戸籍ノ事名
君ニ対シ諸侯ノ上ニ無位ノ者ヲ　中ノ中ニ　ヲ以テ　ヲ以テ　ヲ以テ　ヲ以テ　ヲ以テ

[illegible]

女子

大三郎　[illegible]

久佐　[illegible]

六郎　[illegible]

女子　[illegible]

女子　[illegible]

表三郎　[illegible]

助四郎　[illegible]

健三　[illegible]

女子　[illegible]

二

米八石
或人名

元禄十五年十一月御中間小頭ヨリ阿部十助跡大阪守様御中間頭

高橋惣兵衛

正徳三巳十二月二日

泉光院様御中間頭

享保四亥十月十二日御加増或石被下都合拾石被成下

同八卯十二月廿二日御免表御用人ヲ配

米九石
或人名

幸左衛門

高橋代三郎

正徳六申四月朔日浪人ヨリ雇飼林右衛門跡被召出来九石御扶持被

人名被下

享保七寅十一月十吾幸左衛門ト改ム
日廿卯八月廿吾病死

三

墓碑　尾張国名古屋平田院ニ有リ　広二尺二寸　中九寸余　厚寸弱

正　梅夕先生之墓　裏　[illegible]

面　[illegible]

古　先生姓高橋名勝直　左　享保二十年乙卯
字幸左衛門　八月二十日卒

四

唯世難行者小學也

古高橋子由祖君晤終書陵其家所謹守而不敢失者君諱尚卿稱志
次郎弥可柳又弥長善堂幸藩士人子以教授為業其學宗宋儒以

於質行殊敦觀学者克知学之難行所謂難之者為之所由至也
其後右寶暦甲戌三月合年四十四云子由既時從余問文字乃七示
余而請題署子由名尚直弥業軒継先業以教式授及書法謙曲
為事為人恩慈而克勤三世為人師其家風之所自亦可略於此
焉

文政癸未孟秋之初　鈴木眼書

五

墓碑　尾張国名古屋廣井光明院ニ有リ　仰岳二尺五寸八分　巾九寸六分

正　長善堂可柳先生墓　左　子孫此山ゆくゆく[illegible]

面　[illegible]

裏　高橋忠次郎尚卿別弥可柳尾州名古屋人弱冠從學于李篤志
力行孳々不止下居廣井名長善堂教書字以為家業其間遵里

人聖賢之訓實曆嘉永甲戌三月谷絳年四十四將終門人来集乃
執筆書曰唯世難行者小學也又曰人各有功於世死吾猶不免
或知吾志而稱之則幸矣常好詠諸葛孔明賦一章以述没寧
左之意葬光明禪院門人萬信者二十余輩〇〇其別而墓其
人以金若干當寺為洒掃之資又請其家欲記行於石碑乎而
之不得固辭故作之銘云
〇而有學而行臨〇之言確乎其正維〇〇〇

相成三流共不殘皆傳付置是迄私著文候節ハ勇平等ヨリ門弟中相尋
而諸役所暫古日之節ニ迄々罷出私名代相勤来中候間私儀病死仕候
ハヾ何卒伺情願ハ是迄之通私因様ニ悔勇平、祇乃 作付被下置様
仕度奉願候以上

四月

高橋中作

八

墓碑 尾張國名古屋廣井光明院ニ在リ 長三尺一寸巾 巾六寸五分

正面

進齋先生墓

先生姓源諱光慶俗稱高橋中作尾張人住廣井師事村上
市兵衛學武藝々成矣子輪淳又師事養齋先生受經
通性理之學映節好詠和歌以自娛寛政中門人相與謀誄
官云村上市兵衛歿後傳黄直流劍術者公臣中無有作頼賜

中作月俸使斯藝永無斷絶事達上官而未即賜俸嘉嘗
藝術歲賜雜用金二兩文化八年辛未四月廿日病卒享年
七十有一葬廣井光明院于尚通俗稱勇平能繼其業
達練武藝門人建石之銘作銘曰
劍術拳法 既精且工 身已歿矣 名垂無窮

恩田仲任撰

九

十二月

高橋勇平

又中作ヨリ藝術三流共皆傳相濟是迄中作著文候節ハ役所罷出死下共、
藝術指南致候由ニ而死下共ヨリ頼之趣ニ有之候付乃雜用年々金
四兩ヅヽ差遣候間以後ニ又中作因様門弟共及之出精指南ヲ致候

十二月

十

又中治死後當年迄七ヶ年藝術出精役所並下共、拵南殺、追々門家共深切ニ取立候由並下共之内より申達候趣之者之候付雜用金弐両ヶ年々金三両ヶ年遣候間以後猶更出精可致拵南候

十二月

十一

私儀貴直流劔術并固明流兵法剛流居合捕手和紐討芽師範仕候付御役所并藝面御役所並下衆、数年拵南仕両御役所並下衆中修行出来仕候付雜用毎々御金被下置候付門家中取立流義不及断絶様仕御蔭以追々門家中取立旦家後共相續仕度々難有仕合奉存候

高橋曽平

無寿私儀去頃より積年相煩候々養生仕候得共不相及申候付当時国姓幸次郎儀當年廿三歳ニ相成三流共皆傳仕置是迄私拵又候節ハ幸次郎ヲ門家中相導藝面御役所稽古日之節之罷出私名代相勤来申候間私儀病死仕候て何年御情恐以是迄之通私同様幸次郎被為仰付被下置候様仕度奉願候以上

九月

高橋曽平

十二

墓碑　長ヶ六尺ヶ巾　中ヶ五下

正面　樂軒先生墓

樂軒翁姓源諱久道字子由稱高橋曽平進齋之子也毋筧氏安永丁酉十月十晋生為人淳朴茶候好作和歌又善書從鈴

本先生受学進齋没後其業以貴直圓明二流之刀法創開
流拳法拔刀術棍棒偃月刀等之術教授郷里門人既衆文
化辛未十二月廿六日　官命敎市尹宮尹之屬吏歳賜金為
資用丁丑二月七日以其孜々不怠特賜金天保癸巳五月廿九日
以病終于家年五十七葬廣井光明院弟子哀悼與爾于謀
樹碑請余作銘余亦以舊識不辭固辭作銘々曰
二派刀法　一貫維傳　又敎挺撃　或授打拳
門人精敬　嗣子心專　國恩以奪　沒于黄泉
長岡房成識
柳澤維賢書
高橋幸次郎

父曾平ヨリ藝術三流共皆傳相濟是迄曾平拾支候第二役所砲下共藝
術拾南路候由ニ付砲下共願之趣之有之候付為雜用年々金四拾連候間
以後父曾平因様門家共取立出精可致拾南候
十一月

一札
和儀代々浄土真宗ニ而孝衣尾州名古屋赤塚町心海寺ニ侍座候処
諸切支丹宗門ニ而座候自然宗旨替ニ候て其節御断申上
候先祖之菩提所右寺ニ侍座候母捨人妹家共因宗旨ニ而
丹宗門ニ無御座候弟名古之男女宗旨宗門ニ仕候毋性去方無
座候則其者共之自分手形寺手形ヲ以取立申候事
右之趣相違無御座候ヶ之寺証書無御座候て早速上候様可仕候

其後之仰

天保五年午三月

村瀬仁右衛門

高橋幸次郎 (下)

一札

仰引請浪人高橋幸次郎儀代々浄土真宗ニ而四人母弟様ノ人様方
共當寺旦那ニ無紛勿論切支丹宗門ニ無御座候若仰付ニ而宗門ニ面倒
ノ儀御座候ハヽ拙僧罷出急度ニ可申上候為後日一札如件

天保五年午三月

浄土真宗
心海寺 (印)

村瀬仁右衛門殿

又郷中名代ニ罷出役所願下共ニ致持参郷中取扱當年迄四年藝術
出精迄ハ門弟共深切ニ取立候由願下共之内より申達候趣者之儀ハ雑用金
貳両加金致毎年々金六両宛差遣候間以後猶更出精可致持参候
七月

高橋幸次郎

乍恐以書付奉願候

私祖父同苗中浪人ニ而町方御役所藝田方御役所藝古場、罷出藝術
師範取仕方被仰付又同苗郷中儀ニ浪人ニ而古跡被仰付私儀ニ浪人ニ而又跡
結構被仰付雑用金等ニ先代之通被下置當ニ毎年迄七ヶ年師範仕難
仕合奉存候然ル町方御役所同心衆武術相勤候儀ハ格別ニ而時ニ無怠
慢出精ニ被致其ニ事勿論ニ奉公専一ニ事ニ奉存候就ニ先年

祖父存命之節に、達者に仕候者に多く出来仕り、何とぞ出精方心掛申候
之儀由承知仕候、然処近年門家中一統心緩候ゆへ相成、甚以不出精之輩多く
大道ゟ武術に専道之様に心得違、打捨罷居候輩に間々有之様
子に相見、此段甚以歎敷次第奉存候、尤中に出精に輩に有之候得共、近年
師見ゟ之儀打絶候、且無師存候、就ては恐多次第に候得共、藝術心掛申
出精之者に対し、無存意罷在候、将又不出精ニテ且心得違之者ハ時ゟ得類之後
所ゟ抜ん方思召ゟ朝夕言語道断に次第に奉存候、依而不肖ニテ藝術未熟、且執行中之事に候得共、弟子教誡仕候
儀ハ勿論日々心掛仕候、就ては恐多頂品に師存候得共、不出精之輩師見ゟ
被下置度奉願候、師存候様仕度、右候得ハ之来に拾名出精之輩出来り
仕り、是迄多年心懸申、銘銘仕候者に功ゟ之相見、弥相勇上達之上、師間に
合候者に出来り仕、猶又節々不時に師見ゟ被下置候様仕度、師時節柄ゟ不
相辨候、恐入候得共、又武ハ士之大道ハ、承候得ハ不顧、恐怖奉内願候

恩製

乙上

八月

右若ハ人不出精ハ、封書に而に所奉行所ゟ出

天保十三年八月

高橋幸次郎

十七

乙上口上書

未奉得師意候得共、一輪啓上仕候時ゟ柄甚寒に師存候得共、益師機嫌能
被遊師存恐悦師儀奉存候、然ハ先生師方名重々承度候、霧未奉得
尊顔、殊ニ至極奉存候、私ハ又四月中者トクコリ師方名承度ヒ
年ニ而師屋敷、両度罷出候、霧拙恩敷師他行ニ而不能尊顔、其年ニ
夏五月終に病死仕候、右右拝顔奉願師教諭ニ預度存深切に師存候、霧
不才疫癘相炬に黄泉之人に相成候事、残念ニ至奉存候、尤死前ニ毎度

出し生前に不奉得御意と〻く迷懐に時に難相止私祖父に頃より門人等藝術
當時後見致し呉候横山松三郎と申者是も格別に藝術心懸厚く且家事
に世話迄致し呉候付私藝術に師に深く相頼何卒取立家藝勿絶不及様
厚く相頼に先生に師教授方致し呉々遺言仕置候然る門人に中村
武右衛門と申者有之是も祖父と同門にて村上市兵衛藝古場に罷出修行致し
候處村上死後私祖父藝古場開發仕候に付武右衛門祖父に随身致し藝
術研修仕祖父より授申候付る武右衛門事又死後に後見に相立り候事なり
不相叶門弟中熟談之上後見に相頼に候付彼に對し他向に修行之事に心付
及指置候處去年武右衛門死去致し候付直様師匠數頼致し呉候様横
山松三郎に相談仕に候處去年に来内輪不幸に事なり其後に剃髪春より
病氣差起り亦只今迄黙止罷在候然る處に弟子門人に祖父に何卒師
教術研修置候様仕度旨々奉願上候に付横山松三郎に品奉願呉候
様申聞置候處松三郎事に弟子節無據取置カタキ要用に筋師匠候付更に

不得寸暇候間不被其儀矣教に不願直に推条仕候入門奉願右心組に罷
出候處折節師他行被居右候付上書に奉願置候右願に通師聞届
に相成候に師に落に以家藝相續可仕旨々難有仕合奉存候以上

廣井伊島横喜
村瀬仁吉門弟人

十二月　伊藤先生　高橋幸次郎

二敬本文師に門に儀師聞届被成下候上に師藝古日に罷出師門人衆に対
文に依行仕候在念罷在候得共父死後に當時藝古場に初に家事内外
に事迄都に門人に世話に相成只今迄取續き候處今般師門人に被成下候
様奉願候行仕度旨相談及に候處古輩に申聞候に先代に町方熟田
方両役所延下に節中藝術引受に事に候得に何卒師内輪に師取立に
預り候様仕度旨相答候付此段強に難相背に様に儀に内輪に事に申上
候に甚以奉恐入候得共前件に申上候通都に世話に相成居候仕合に師在候

候ハヽ方事私随意ニ難仕此段何分ニ相成一部限ニ譯ヲ以御願ハ
御取立被成下候儀ハ不相叶候哉甚以自由ヶ方書願ハ奉恐入候ハヽ
何分御賢察被成下御聞済ニ成候様仕度ハ偏ニ奉願上候ニ上

十八

拝借金願書下 天保十二子年二月朱ニ也
十五日 宮相傳

私又兎年時代困窮罷在一般飢行之時度家内一日相煩候内又儀勢中大病
三年程ヶ年ヲ費ス候ハヽ共ニ其生不相叶死去仕病中ヨリ不容易物入ニ付家財等
代ヲ替母初看病仕及順快候ハヽ共下地困窮ニ上近年来穀高直ニ付續猶
又必至ト難保難取續既ニ又昨年方賄ニ付銭金等ハ人ニ内ヨリ拝借世
話致呉候者ニ有之候處ニ永々ニ間難行届其節無余儀家屋敷引當
拝屋ヶ蔵ト申者取次ヲ金子借用仕置候處右跡打ヲ難保不一形内職等
相勤御繋霊命候次第ニ付元利返済等ハ家屋敷ヲ相渡夫ニ意御

座候處右候ハヽ家業相續方不行届候故不本意ニ儀存ヲ不得止事
勘弁相頼候付其近呉候ハヽ共其後ニ難取續故留々相成最早宿免ニ
難致由ヲ旦暮ニ金子一時ニ返済可致旨申聞候處今暫ハ勘弁筋
相頼候ハヽ共更ニ承引不仕既ニ御所話中上御威勢ヲ以取立可申トノ所存
ニ故ヲ顧面等差送リ候付甚以驚入其段ハ人義入魂ニ方ハ只管相頼
候處ヶ々ニ金子取替呉候付先々右借賃ニ内ハ差入旧冬ニ處ニ差近呉候
ハヽ共最早當春是迄ヶ々家屋敷明ケ渡シ候手話ニ相成居實ニ以難
保迷惑至極仕候儀用ニ金子ハ去頃ニ来銭来ニ付此節賃ニ仕方便
聊ニ無之家屋敷明ケ渡候ハヽ祖父忠次ヨリ御講懇ヲ以御節敬仰付
如何樣共取續相續仕来リ候稽古場人手ハ相渡候ハヽ結構業仰付迚
意ニ不相叶新ニ取立候儀ハ力不及實ニ前後忘却仕候付ハヽ奉恐入候
願ハヽ御座候ハヽ共何卒七ヶ月程ニ御極ニ御慈悲ヲ以御役所金ニ拝借
被仰付被下置候ハヽ家屋敷引當相解家業断絶不致様仕度候ハヽ

拙者儀ハ以老母初養育仕猶更藝術出精可仕ハ難有仕合奉存候右返上方
之儀ハ年々被下置候雑用金ヲ以何卒年賦ニ拙者儀ハ被下候様仕度奉
存候依之不奉願恐ハ管拙者願奉申上候共何卒御名様ヲ猶更拙者願宜
被仰達可被下候願上候以上

二月

高橋幸次郎

大塚仙之助

十九

拝借金証文下書

家屋敷質物書入奉拝借候金子証文之事

所ハ長井下茶屋町之内

一屋敷上畑壱畝拾八歩

[illegible]

高橋幸次郎

一同拾五坪

右屋敷北西ハ表間口五間裏行間棟壱ツ鍵壱ツ兎葺居宅

東間ハ九尺ニ土蔵本戸前附壱ツ有

西間ハ五間ニ瓦葺板壱ツ有

右之家屋敷高土蔵替古場共今般質物書入ヲ以金ニ拾五両慥ニ奉拝借候処
実正ニ拙者儀ハ利足之儀ハ金壱両ニ付一ヶ月銀三匁五厘返納之儀ハ来丑
十二月限急度可奉返納候若返納金差支候節ハ右質物ニ為ヶ可奉差
上候其節不都合之儀出仕間敷候為後日証文差上申處依而如件

天保十一子年
五月

拝借主

高橋幸次郎

拙者儀

拙者役所

右之通お達無相違仕度奉存仕度以上

一札

一私共妻子共代々浄土真宗ニ而旦那寺ハ於伊賀當地赤塚町心海寺ニ而所
候勿論切支丹宗門ニ無御座候先祖之菩提所右同寺ニ而所座候事
一私共妻子名仕之男女之至迄當巳年宗門ニ相改旦那寺之判形取相
違名村懐兼三郎方ヘ相渡申候少茂不違成儀無御座候事

息製

廣井下柔平町工配
与頭

七左衛門

廣井左屋

佐次兵衛

加口兵

文兵衛

右之通ニ伊座候若相違成儀脇ヘ相聞候て如何様ニ成共被仰付候名
仕之者ニ至迄怪敷儀伊座候て早速遣可申達候為後日一札如件

弘化二年巳三月

佐藤高郎殿

名村彦兵衛殿

雄氷重次郎殿

朝田忠左衛殿

野口村平八郎殿

林勘之右衛門殿

横本忠三郎殿

桜井岩之助殿

村瀬新十郎殿

高橋幸次郎

高橋

二十一

一札

一腰

一拵付短刀

右者鎗次郎存生之節金子拾両ニ譲受所持罷在候処右腰刀之儀ハ
尊家様重代之御品ニ付元金拾両外ニ色金弐朱御渡ニ而買戻ス約定ニ
相違無御座候尊家様御儀今般當地御屋敷御長ニ付江戸表御住居
相成當時金子御拵合ニ無御座彼地ニ於テ御取替之上出金ニ以金子引替御
刀相渡ス筈ニ候処ニ急ニ取賄行届カス御儀ニ付ガタク由
ニ付當未九月ヨリ戌九月迄九ヶ年之間任御勝手ニ右年限ニ而御
請戻ス被成候年限過候ハヽ其節又ハ右之者ハ
弘化四年
未九月
喜楽寺次郎様
母ちせ㊞

二十二

今朝ニ御早々奉存候裏ハ庭御時ニ付差又無御座候間後刻御伺申
差上ル御入来奉待上候恐惶
七月十八
伊澤平蔵様
喜楽瑞庵拝

二十三

借用申金子之事
一金拾壹両也
今度類焼ニ付迷作一式買上候ハヽ御格別之御仁恵ニ而右之金子拝借
仕度所實ニ也返済之義ハ三ヶ年賦ニ上納可仕ニ付一通御差出
右被成御台上迅速被仰付其節一言之速皆申向数度所後ハ一

札宗出仕

安政二卯年三月

永代寺様

御用人衆中

高橋幸次郎

二十四

只今ゝ御乗駕山坂戴仕千万奉謝候早速相用大悦仕候将又御材色色外ゝ書物等ゝ居候間御用暇ニ御光来御覧ゝ被遊候先ゝ御礼奉申上候

七月十九ゝ

陽斎拝

二十二

二十五

拝呈追ゝ御尋被下候霊御蔭ニ而昨日安寿仕候母子共達者ニ御坐候間乍御出意ゝ被下候今日ゝ乳つけ中ニ付ゝ近頃中至候ハヽ共御家四様御乳頃ゝ度御手透之節何卒御光来被下度矣敬ゝ

ゝ先ゝ取奉願候先ゝ用事のみ早々以上

八月十九。

陽

平蔵様

二十六

以手紙啓上仕候残暑之節御ゝ候ハヽ共益御壮健被為揃奉恐悦候也

老母事久ゝ尊家ニ御養育被成下千万難有仕合奉存候出霊今般江戸表ニ参り度ゝ被申聞候付ゝ速ニ参堂候様ゝ御用叔又様ゝ御願之御手紙被下候霊ゝ速ニ罷越度奉存候霊當夏ゝ来病気ニ而不被其義等久ゝ御延ゝ御地ニ罷出候間ゝ暇老母ゝ宜敷御傳言奉願上候

年月経て一方ならず御養育之段ご御礼難盡筆紙を委細ご久保[illegible]
上き度何り御礼品等ご差上申度申聞之愛似是不行届恐入申候何共
御厚礼申上先を者之段十上候早々如此御座候以上

八月　　高橋瑞

尚々御老母様ご而段手紙ご御礼申上度ご愛生男等
君ご宜敷御傳聲奉願上候以上

下山健治様

二十七

拝呈寒冷之節御堅安先ご御家内様御揃益御壮健被為入奉恐
悦候然ご老母事御世相越尊宅ご而久々御養育被下候段千万難有
御礼難盡筆紙を御陰ご以通申ご無故障到着ご不相替達者ご罷
在候間乍恐御安意ご被下度尊宅ご罷在候節ご定ご御うるさく事

是製

是御達被為在候事ご御事ご先比御地出立被為節ご高角御
延被下度御書面ご通一承知仕候思召ご候不慮奉存候何ご御礼ご可
仕所存ご御座候得共事面節何分事多ご忙ご而申上先ご延引
ご成ご御礼申上ご御老母様ご御節候書状差上申事ご愛ご而ご御
教被為在ご様ご差扣申ご何ご厚ご御礼被仰上被下様偏ご奉願上
候何角差上度ご御座ご御座候得共久々ご御養育ご弱ご込候仕合ご而
御礼延引仕候何ご乗便ご申上候間ご如此御座候以上

十一月廿三日

下山健治様

高橋幸次郎

二十八

私義又同姓幸次郎儀今般江戸深川八幡別當永代寺ご相越寄宿
仕手跡并學文修行仕候ご申聞候ご付右ご永代寺ご當分寄宿之儀

浮間藤被成下置候様仕度奉願候以上

四月　　高橋富三郎

可為願之通候

四月　　浮願書安政四年巳四月浮願書出ニ成

二十九

秀三郎殿　　石齋

嘉永五年

断候和之候相成申候道中常方ニ御供被致申奉存候ハ存不容易道中定而難儀之事小寿年ニ銀離身之永遠ニ之間差年之間ハ
者新浮願ニ成候ハ怒角病気之起り如何様養生専一御座候ハ方何と
無事ニ罷在候間浮願ニ被成候ハ者月ニ日ニ殊ニ外驚敷今
も戦争ニ相成候ハ一統不安心ニ武家町家共日々ニ混雑書紙ニ
今廿三日藤原出ニ一先引退申候急速ニ相成候ハ付様子民ニ通
不申旨宅ニ南川氏留守居吳候間新紙節ニ奥張御浮願書状御

吳出ニ被成候ハ者御館ニ退々在書御解ニ相成杉浦殿様ハ近々出
立のよ一ニ御出立定ニ遠国相離候事故何角心配多御座候
共時変を擬ニ御座候大切ニ御奉公専一ニ存候日々信心無怠様ニ被
致候事仕合ニ御仲候

二十

廿三日　雲州四月廿三日

二百長谷川様御一統ニ宜敷御伝聞ニ被下候家内ニも御暇書状ニ奉
上候間共ニ御伝宜敷御伝達ニ被下候以上

三十

貴墨致拝見陵和之候相成候ハ寡先以道中無事到着被致
先ハ致安堵候ハ之様故難義之事共有之候事入候ハ當方何ニも無
事ニ罷在候間御安意ニ被成候ハ倶兎角駕ハ数一統居付不申候間當廿
三日ニ一先藤原迄皆々退去致候ハ寡嗣ハ家内ハ両人帰宅致申候健蔵

ニ未帰京中及伺地ニ様子ハ何ニ伺ヒ度我何分ニも静謐祈入申候長谷川
君初メ宜敷伺傳聲ハ致下度ニ其度ハ甚敢迷惑ニ存候間早々伺参上申仕
候年寄ニ近々伺地ニ被相越候由随分大切ニ心ヲ用いらるる様孝存候
江戸表ニ事ハ更ニ心ニ懸ラるるとハ不申ニ兎角ニ為ニ大切ニ存候事
一ハ被下ニ付

四月朔日　　大三

秀三郎殿

三十一

伺紙面致拝見候先以伺壮健被伺候大慶ニ存候昨日勅使ハ城ニ
相成申候然ニ公儀ニ於ハ毎度々伺歎願ニ付寛ニ之伺ニ於ハ西
未申刻ニ義ニ聞込ニ付ニ多分戦争ニ相成申間敷ニ先々安
堵致ニ候先ハ如何伺度ニ難計候ハ先ハ江戸ハ穏ニ義ニ付

行主様毎ニ一方ニ以吉中ニ被成申候全静ニ被成下ハ国表ニ迷
歴致ニ存候先ハ早々以上

四月吉日　　右二面

秀三郎殿

三十二

伺紙面拝閲時下薄暑ニ伺歩ハ壮健被伺候ハ喜ニ存
何ニ年来ハ致ニ伺安意ニ被成ニ存ハ江戸ハ甚
敷迫ニ四向院ニ官軍ハ毛利ニ被成申候両国ハ大橋何ハも官軍
方ニ固メ被成申ニ付厳敷事ニ伺度ニ今十九ハ野田ニ
出越日廿ニ三ハ帰り申候右迫度ニ戦争多分死亡ニ者ニ
都宮大戦争度城ニ付ニ迫在ニ不容易形勢ト

成中候ヘ上ル行ヲ成就ハ長敷是ヲ至候ハヽ存ル小生眼病ヲ苦ミ事ヲ
急度存ル保養免角回復ヲ遂ヲハヽ存候間書物等差ヲ送ヲ今暫見合ル様ヲ被ル静謐ヲ七ヲ方ヲ万ヲ人ヲ苦
年ヲ別ヲ不順ヲ日間ヲ平常事ヲ保護祈ル
一当月中旬ハ桜ヲ咲ハ地ヲ花ヲ見ヲ成中ヲ百遍中ヲ之事ヲ主ヲ為ヲ祈ル
東半ヲ推察致中ヲ上ル至奉ハ傳達ヲ致ヲ長谷川氏其外ヲ互敷ハ伺
奉ヲ致ヲ下ヲ候ヲ之ヲ保ヲ重ヲ上ル以上
四月廿七日
長谷川
石丸

三十三

長谷川芳左ヘ門様
高橋石丸

一筆啓上仕候暖ヲ候ハヽ存ル毎ヲ益ハヽ御機嫌能被成ハヽ奉

恐悦ル存ル候ヲ時ヲ或ル事ヲ定ヲ難ヲ被遊ヲ日ヲハヽ仕相成ル故ヲ万難有仕合
奉存ル候ハヽ事ヲ度ヲ候ハヽ中ヲ之ヲ候ハヽ砲ヲ之ヲ発ヲ入ヲ中ヲ何ヲ分ハヽ何ヲ様ヲ之ヲ祝奉願
上ル候ハヽ地ヲ定ヲ静謐ヲ成ル事ヲ奉存ル都下ヲ日ヲ々ヲ動揺不容易時節ヲ
相成ル中ヲ日ヲ々ヲ氷ヲ踏ヲ思ヲ候ハヽ存ル何ヲ分ヲ静謐ヲ祈ル事ヲ候ハヽ存ル
先ヲ以ハヽ定様ヲ互敷ハヽ伺奉ル而ハヽ御ヲ保ヲ重ヲ奉ヲ祈ル
四月廿七日

三十四

時下薄暑ヲ候ハヽ清安ヲ成ハヽ奉ル祝ヲ之ヲ御而ヲ度ヲ拝ヲ之ヲ書状ヲ差ヲ津到着ヲ先ヲ
之事ヲ一筆行ヲ之由承知安堵ヲ致ル存ル當地何ヲ之ヲ無事ヲ家ヲ在ル候ハヽ安心ヲ致ル
常節ヲ山村家ヲ大変ヲ苦ヲ成ヲ王ヲ政ヲ之ヲ日ヲ々ヲ遠場ヲ之ヲ家ヲ出ヲ与ヲ吉節
柄ヲ別ヲ而事ヲ心懸事ヲ安ヲ之事ヲ先ヲ色ヲ々ヲ手ヲ紙ヲ遣ヲ之ヲ毎ヲ何ヲ分ヲ都
下ヲ動揺ヲ致ヲ候ヲ様ヲ伺ヲ候ヲ而ヲ過ヲ重ヲ間先和文章一冊遣ヲ之ヲ間奉遠

中食其西ニ鎮静シ而ル後ハ信其南部ニ形勢何共無覺束事共ニ
迫リ宇都宮ヨリ日光ヲ間ニ合ル戦争有之ヲ以テ風説紛々ニ長谷川
君様ヨリ直教師傳ニ六ツ時下ル迄ニ帰ル可ト伸ル旨ニ付以上

三月廿七日

秀三郎

石丸

三十五

拝殿時下暑ニ付橋屋師ヲ福寿軒喜ヲ扶今村ヲ秀三郎義
厚宅ニおいて日ヲ暮ル迄ニ成遂ケ方難有仕合ニ存ル事ハ之如故迄ヲ
師日ヲ以テ事ヲ存ル何ヲ師ヲ賛成下ル様ニ願ヒ師地
ト所ヲ如何ニ師ヲ賛成下ル様ニ願ヒ師地
到ル重囲ヲ下ル何ヲ鎮静所入事ニ師ヲ賛成下ル事家内様ヲ宜
敷師様ヲ願ヒ帰ル事ヲ願ヒ帰ル事ヲ願ヒ帰ル事

廿二日
晝後ノ雨七ツ頃大雨夜ニ入テ晴　無元刀出来　永代寺十七ノ隠居願ヒ
相濟
廿三日　早天大雨
午後大風雨ノ刻漸雨止風静ニシテ夜入晴ル　諸事ノ繁事ト奈佐田村ノ立寄酒盛
ヲ為ル雜義　無元刀拵代料五匁
廿四日　晴
廿五日
永代寺周旋法印隠居後任孫ノ三ノ祖拵　夜半強雨明方晴
廿六日　晴　晝ハ雨夜時々小雨
廿七日　曇
妻大塚ニ出ル　七節奥田迄行　七節東嚴山迄ノ人ノ
注意アリト　迫迫ノ者ノ噂　或ハ炮聲ノ如キ音アリト云　炮聲ハ官軍ノ打ル

廿八日　午ノ刻ノ前ニ南ノ方ニテ大炮數十聞ユ　埋忠小刀鞘　或ハ府田村ヘ
移ル　夜入小雨　夕刻諸橋氏願書ノ為ニ頼ニ来ル
廿九日　雨　晝後ノ時天
晴　晝後ノ時ハ伊ノ使手紙持来
卅日　晴
十月朔日　朝小雨　晝後晴
二日　晝　晝後晴ハ伊ノ使来ル
三日　晝　八ツ時ノ雨少シ　雷鳴
四日　朝晴　明方雨降
五日　朝晴　又晝
夜七ツ時ノ大雨　六ツ時来年徴収諸書持来　京都ノ書状出ス
六日　朝雨降ル
十新川山田甚右衛門定ヘ行

七日 終日雨降 終夜雨降
八日 雨降
九日 昼後晴
十日 晴 郡中雨 法傳ノ行
十一日 晴 暑氣強し 法傳ノ帰宅 夜ニ入
十二日 晴 能中澤ノ帰ヘ
十三日 雨降
十四日 曇 夜半頃雨
十五日 少雨終日降 夜入ノ晴又降
十六日 頃雨午後晴 残暑強し 夜月清光
十七日 曇 快晴 暑氣強し 夜入曇
岩田左郎来ル 當時横濱洲干町海屋久次郎方ニ銀次ト云
十八日 少雨午前ノ頃雨 夜ニ入殊ニ雨

十九日 少雨晴
二十日 夜入曇
山田甚右衛門ノ紹介 府印能孝故 馬継左帳孝故

三十七

道中日記

廿日 朱下刻発品川宿 伯
廿一日 快晴早朝品川を出大森 蒲田 泉 大師 海苔干帳 小田原
刻二御を過る 昨日夕暮迄に正午と云今朝未明出発
間て 怪しいけむりを根本をたらひをそしてこちらひ咳を告て
る頃ハ未だ上刻とて丸を神奈川を過 横浜に到るこてき武士
此出入を撰ものと厳なる 紹介府印鑑を見となる医
人して頃ハ関門に行ものと ところこの所を過ぎとも異事なるこ
此義所に行服 和藤作のようやうにくやうにく

陸奥に到りあやまて面白き人に逢て求めまほしき所
なる海屋又三郎方にて紙次郎に逢侯土の紙の一服茶をもひ
侯てうつるこの朝さくこさまを所願のうれいあり〜をこの所にて
うれしくこころたつとなて出行ゆくまやいたくおこりてらうして終
居土到りやとる
世言 快晴朝とく舊説を存ひさの三刻ヒ塚に宿を到る道中
行きとゝに馬夫とその門戸書にこのうこまにて往来をとゝむと云
はるゆくに藤澤に言日一多くの人に伴面見れはいとまつこい
しとい言日なるこの所にてくるるこのみ鉦をくさまを所願の
起終の横浜は東に相模の国にいさこをれるゆるの所の
こなれをこにて伴面夫 時候をとれよあるにひまて
ロくしくうねつうこのつれく 手下に横浜行程全の旅言
をもとうる横浜三郎伝をすそふ面近〜やく三いらくさらに

高くおもくに伴てすゝ
世言 戸塚を出つこのこころあるあきもれなくて夫られて妙
風景〜ゝ所のほうをもはあるみうま舊説を余す
朝とくいて藤沢をさ〜ていろく道に手相原の手にてうま
小田原武士は守衛細川藩にいよまつうを上をうる所を海面
をれ時おうをを水天一色にてしてしてしるしのれ
岩こうの原方に者方をるくうれうる舟を見おを行ゆ〜と問ふに
のひうち百おつくに奥に出てよるぬあとしよ右に伊豆を横
の山〜連ををゆうもこ一天に面白をなうれを馬入川をわくるほの
大いうち到を立けとのゆうくて仕かれをわくるほの
面こく時さくをたるに山〜をえ入面いひ〜らをめてた〜
立うあれとこ富士は山をうをさをてれるはとおををく
相模中の小刻中苗字をさ〜ゝるこの所御関所にて旅人

を踏むみとろに伯耆のあたり過ぎて出雲に入る
ぬ上は東雲とかりしうらみをやはらぐれそ孤ての浪
殺るはりれ〜く島の延をいとうつらし〜くいまし
事くかりし時に異や伯宮殿まあ陸なく行過ぬ中に十餘
人ばかりあるいさるとは性還の絶きるか一時ばかりなきぶたら
んとれはのみつるく樹頭の見こと成まる
世吾山岡原をこえ出雲根山にさる。樹の葉全落さ枝てゆ例の新
所なれ陸る歩行やい弊れをれるめれ来をかるとを事をこ
の夕つくこと都宮の出入と云給をとに伯耆と云給をこ
たき宮の事秋とそ分に移り陽に入夕日さるとてのち宮殿
殿門を奪ふ武事に つ牧半過ぬまて宮こすくれと
もあ〜れて去〜ものとろに丑三の頃俄に人おきく騒れ
事とも去ぬ事とも出とも分れて見ぬよ

慈製

方をの〜分にいてみるた次陸家上近ぬりれとろまて存あな
と持て〜ぬらうしてを白山を家を大とまるころこや、
明くるなんこ秋上里ぬまは政屋とてにしをは存あの楚矢
もあ見にのくは可まにまぬられ年樹山公中ぬ年
陸上家をしあく大と語く言にして存あ久年のち
世吾矢火のはいよゆ〜こ矢賊のまもおまて立生今ぬ樹の夜ゲ
〜ぬころまれ分ぬ行まて年故石かてゆく去年ぬあくりまて言
士の言根ゆ〜くあ分れ半にやくりまろぬうこはいと
よくけれまたりたる一まはいみ〜くれるゆみの言年に陸矢
世ゲ言年をいて翰ま上伯耆こみのほとの伯てのし〜くいとろら
い〜くをてもものしとろ不〜れいうしまては秋ま入き
とろ〜言をいろまりまの路上ぬくりしこうみとろて
とまのれ分くてやとろくれなけまはいとこうしまてあはり

しき家土佐ら

世の主明士たちいつ日を経るまに桂殿ところく なる行ていく
らに道我いろ〻ゆくさに久き子郡の山をおこに幸さを
しるまりなし 信濃のくるしきまにこのほと桂さまにて
得たる眼乗を薬しまるそわいなきわたなる秋うる藤枝
をお過ぎ国ういたを大井川をおほを日枝ういたる道に伏夜
叉中山をお越さほと道をおとくるしくこうらしてこの山を過
掛川ういたるころにまく日をく秋れをといたくつされいられを
伏さ

世九の朝をくいつるみちと道ふほまもをつらしられるく
の人こちち越まつとは路この姫きもところりれく袋井を
道見附宿をまくるころはゆまくるになとゆくはこ舞
坂ういたらんころも夕こ秋こなくとは考初のるし上おく秋

恵製

こ〻ひたるに道をいろまこらして舞坂よりるころをて
鄙生とまるれ初られせことくくといろこるに迫ようく主
たく月に袋井につく宇の宿に泊やらんむうて国の東
のをいたしまるこまに住て中上国のあなるなる脇本陸といる
留武平と云家主初るこの名を名をもん高橋
君なるまて怨もてなし真まのるるくにこる一まこ国家
ホ久しく出又ものまて橋頼の居橋山三上なる人こに石るい
て年ぬ月るこて宇伊のにくくむ〻〻とん大橋順義な
んとも参こてまこるる久年に志あるう一年に書を宇むる
をまるれを拝あくるて勢をいとる兵業を拝ふと
ゆくるるもてなしやくぬむう上つく

首和。主明ホ袋井を主生つるは宇とくるるるるならんとお
こるに明をれまこるるる小国ありまぬ拝ほをいて一まう

ちつてさるなりしの名ふ所の上刻ころと
れ〳〵さつるをおとろ〳〵て陽あるまはつとめて
いそこはたゝくも各屋に到らんところこゝやに
れくてやあたはれるこゝろいくたらの言こと陽ら
り時の花も枝くちのみ〳〵ありもくるこゝろぬ於ても原
をたくちめさ年の陽こ国高屋をうこ此さにい
きに時和の百え来刻ぬ陽船宝とてゝ時をの年
屋ものこのいまた俳優の来とのきんとこいとかさな
かれとかなくつ高高の高ふ陽る
二百 船とくおよいつたに野百やまる庄川を過宝寺おおて
陽ふ年の中刻とおく〳〵 ふ秋それはを西る〳〵こうとあ〳〵なく
もきところに陽ふ
三百 百姓屋さこうなるこのもとをにやり〳〵ぬ

慈照

りはく
ぬる をおく刻とおにはるに六ぬくきを成ひらくとをいちく地
鉢船ふいるを又ぬくさるて白とこにはるにてゆまるとみ高ふ
皆とを陽ふおとをを陽とを皆ふ各我屋ひ楽ぬをさせは来ふ年のるれ
四方行ふ高高をところいさるをひくくてあるたの
敬所を過笠寺にいるこうろ日陽ふ貴宮お屋り上をう八ふ陽
ふとこに陽ふこうろ日とくふ過屋たり〳〵くまに又水あるこうて
宝お陽ふつく過ふこうら奥田陽宝を伏ぬこひこうちいうさ各ち
屋ぬの六日屋陽船とこに陽たとを陽ふてる陽こうち百姓刻
ふなん
五百 船とく起宝高ふこれて周宝所高屋屋陽と所ふ陽宝寄
船ふ年なふ六陽ふ陽こうらひふ高ふ各ふ氏ふいたるお郎主石
高秀三郎橋年表人ふを西屋ふ高ふ長右門ふ一高下

おちかの事

一所懸命にいろいろの物の事をかたくかたく
まもりやくそくをしたる事吹雪の如く多くなりて到底
の事なりしかども其中にて
の事なりしかども
一日の十九日十日より
元入り三月なりしかども
ようやうにて中と藤高
住のもと
こちらにて
やうく大井川をこす
信濃
心配
山を全快になりまして
まもなく
子孫
入り
中せんはいさ
此
小
ちょうと
ちょうと
御葉の
御葉
御葉
御葉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八日 [illegible]

おとそのこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十三日　朝こゝを立て舟にのれば舟やにてわくらゝ来名古屋
去る頃石巣師を見送りて左野に行く
十四日　船にて暗くなるまでこゝを出て田村を明神と猶一山を
関所高をよりもてこゝを越えて桑田郡にしもはらの宮にて
去りて丹波に入りて夜に入りて高宮に
つく
十五日　船にて出でて丹波に入りて百姓家に泊
をいろは石部にいたる　ゆきて
ゆきは山にて
一筆啓上仕候秋陰お倦を霜先以御健祉敬御所様
ゆゑ何角御世話相成御礼長
難有仕合御一統様へ宜敷御致聲御祉下度
扨当日天気と船中と殊に静なる石岩左野に泊十四日水口に泊り十五日夕刻

入京三条橋手前ニ而一伯様十二ヶ年天満宮御屋敷ニ行岩越ニ逢ヒ
逢ニ吉野町通ル戸田家ト相越申ス内雨ニ御座ル直様　備後守様
御逢ニ相成御飯一ヶ月ヲ今ヲ駕ニ被下ル其夜御館ニ一伯今十七ヶ日
新名刀数本御見ヲ被成者ニ不受取解御物語申上ル　大和守様ニ
早天ヨリ夜入御帰館故未拝謁不敢ル得共殊ノ外御喜ビニ而能コリ茶ら
出ル事ヲ御伺言院ニ今ヲ三ヶ月程関東御下向ニ付御先ヲ御暇乞被
成ル折柄ニ混雑ニ成ル得共今ヲ少ク延引ニ相成ル而大きニ都合ヨシ
十ヶ月ニ首尾ヲ大慶致シ候御暇ヲ前ヲ少生身ニ上ル活定ニ而ハ成御
御供ニ御座ル左ル得ヲ西ヲ寄急ニ江戸表ト相越ヲ申ス難ヲ事ヲ
先ヲ武蔵御承知ヲ直ル委細ヲ使ヲ伸ル様本君ヲ書状ヲ認
上ヲ毎何ヲ故迄ヲ使ヲ申上ル向ヲ教御熟成ヲ給ル早ヲ late

八月十七日

即使江戸表ヲ御差出ヲ諸下ル late

三十九

ようやくてやをかをいよいよ年ヲ年ヲ武ヲ年ヲ年ヲ
ヲ入ヲ入ヲ入ヲ田家ヲ
駆ヲ奥ヲ借ヲ
ヲ如五六年の内ヲ入ヲ名ヲ駆ヲ入ヲ奥ヲ入ヲ
御庵ヲ屋敷ヲ行茶碗ヲ
大雨ヲ二ヶ月ヲ吉野ヲ屋敷ヲ
ならぬヲ
茶ヲ書ヲ
入ヲ御ヲ
ヲ
ヲ
ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

角戦爭しう　師地に損傷み何に帰度其事手られやを定

四十一

十七

昨夜に田家に止宿まうし川越まもなく此健蔵に袴地弦いる金の下緒
此女たるを備後守見て是ひ下緒を下ーぬるとのふう佩刀数多
見をはちまふなうふまくれきい一文字刀宗刀正宗短刀重定刀
田作脇差保昌貞宗刀ろ此分数多者れきらーつ見ないて
ふくれて夜ふ中四ツ此張店ふ来四ときらる

十八

朝まきまち左山陸奥守敵立言ふ法人まつ杉下豆衛此張言を
行らい　ふらの頃和泉郡山ふゆくとこいう一ロ二ロの中ふ帰え
とふうれち出陽をとりんとて去る道ふて行角ふ道ふともなひ

祇園ふ下り八坂を通陸奥守言て走こ（宗吉此時悔ニ付）　対会ー大佛ふ出る
寺門の面を我ふ行はれるとくおきさいいとさるえ在をみ此此に戸
のあを行ふにひきうて杖ふ角ふ角ふ下ろ倒此張宿ふ之る

十九

戸田長郎ふいきうのあを四のくこ在抱ゆーを我命す殺ふうて
五十石ふきる健蔵も四十石抱ふる共ふ向る張ふ三河此ふ多作ふる
殺ふ八角ふ之ふ下ふる夕ふ行ふく大文字杖十箱ふ行ふ
時ふうもふいふ殺を張合ふうきふは京のこくふろふなん

廿

鉢ふうを杖ふを行ふ角いとなつーくきふ古吟の貴士集去
ふくまをおかーくくふ又大関の貴士列在主ふ出ふまをくりつ之
ふ行ふ又ふ方杖郎奇ふ行ふ四村を在つ出をとあふす何の張宿ふ之る

廿一

鉢ふ雲

横山左京亮事武一来を祝す

是は横井氏と心を寄もと紀恩院殿の前と云ひ合せとなく今を
互に隠居下谷奥の相といふ所に住居すと聞の書通を秋を一面に悔る

廿二日　知己書状の存書

さのみ多つく、江戸表を行和書山左病ゐ人〜て遠らる秋を今ふを
めて書を送る年の刻言を面会を田家を田中藤にを持て云ふ知る
を〜めきを以んとする所に〜命をとる本俗をして銀五匁
下さる健義も金二分五一路分今ふを路るおよ生を事を寄す

廿三日　昨書を以ふ百を昨時

さのみ事を知ふ知る〜め健義生仕繁を所大太宮原奥様
来所を横山左京亮なを生を仕義を所を仕義を今ふより
言所面を知り四年を所は事の人奉〜我情を所皆大人の言を
を掲く一所廿三を平横山左書を見皆の他夜に奥田の一事を付

く宮守和を先ふといふ市川の言は博教を原野藝州へ口頭を知を
是所拝屋知所を寄知行屋所と公公原を云ふ百ふ〜を
事書方を寄す　言仕徒然の事争屋仕帳三蔵仕を伝す

廿四日　昨日徒然の事二行と書備行方屋ふ
今日南極に行知寺才神宮なを磨師ありとを〜て行ふ所は
十寺宗に玉所面寺川ふのと云あ〜出くてつ寺を所の一年を坂の国
水野左京と云人神宮社の人て寺師を磨業仕ふ〜ふ知
仏社は〜ふ所を昨神の名直を寄ふ人とて知を〜ちを所に百和
りてつらくしてつ〜ふ

廿五日

今を時の作書多つく、岩脇君来所を

廿六日

知りたる、言ふく時を祝れ松下を頼らんとて行あ八年横山八三郎と寄ぬ

これもあいつぐ二條の城めのるり二を書なをとゝ所れりそれゝ五條通ゝ
いさり大若上到り侯ゝ寺、法方菩寺上行奥の山ゝのゝ不長屋お苑
勇士お墓ゝ墓ゝ有ゝこゝりあゝいのゝはゝて、ゝすら男ゝゝゝ名はゝよ
ゝゝちをけりゝもとゝにつゝさみ懐旧の涙とゝめあゝゝそゝゝ生ゝゝを丸山知
恩院ゝ法徳園社ゝを「ゝ」めゝゝ所門のゝゝりゝ名印格とゝすゝさて屋敷の部岩
腰宗一郎お弱ゝ印ゝ手」にゝゝくゝの書状ゝを「ゝ状ゝ」ゝ
廿二ゝ日書ゝ状ゝ
ゝゝゝ

四十二

当時江戸表に住居罷在中良方榜大三郎と申者元陸奥国産之者榜震と
罷在町奉行衆支配浪人之節国明院無名に相南仁助方錦織方同
心ヲ初武芸師匠節行雑用金被下置随身之者多人数引立罷在其年依
心之者を年度に相南仁兵衛中良毎年少々丹練之儀被命仕兵法相南之儀に
邪文事に志し能中筆道能心得深り丹練之儀被命仕兵法相南之儀に
随身之内子孫之内同姓富三郎に相譲類之上拾四年之前江戸表に罷在
和漢之書法無他事練磨仕当時言に一二の筆と成る相敵中良者に付近年
諸国より問議之者多不少多人数門弟共随身中に帰宿仕行仕る者之七十名所
所々迄相聞中良加之筆道能暇に武事ヲ以て教授致し罷在中良毎年
書法之名誉世間に相響き既に昨年 公義御蔵板蠎国大全図板下認

方社作付成功仕甚御深慮の段ゝ当身仕ゝ候に御扶持武十人分被下置候
内命を蒙り候由之如金所和漢書典に相聚り候事改写書換写等之儀に
強て望し無御座奉辞譲仕候由其余宇都宮戸田大和守殿に書法御修捷
中上候に一藩随身之門多多に仕官之儀追々被申諭又出入等之種々
過多之死行を京師に罷登候様之御誘引を有之候由其余迷々御藩に
不容抱度旧怨望を抱候向を御座候由に候得共四人義孝の累代之御恩
其父母之境遇厚き御之御名の砥り候も残念至極に存多年志し候事迚
此一家の成生涯を究め候赤心を欲養の縁を大藩多々と志を傾け仕官仕候心
底無御座北に相聞申候に付御時節柄御騰に付相業家族多困
候之餘り押て諸藩に四分方禄を宛行勝手絶候て終に其撰を他藩に仕
官仕候難申候に付前顕も申上候通 御国民之儀殊更藝能抜群
之者故若他藩に相違之候て甚り惜儀奉存候 御家厚御撰挙被成
下候様仕度偏に奉存候 殿様御承知仕候通享保六国史御校合被為在御出校之節

相成申候に付右大三儀の紙に不御覧の段に手跡其年限名物の初小樹に於て就
中精妙の究め鮮明成手跡に御座候間過方御用達被仰付候て前條申上
候通急度可御間合難渋に候殊に皇朝学の儀に乗ず掛合を有之頗博識に事
故に隙難有感戴仕抽丹誠抜擢形前可仕候に四人儀性質敦厚之又武
芸備之者故世間人望も数多者之事に付甚景相應に御扶助被成下右御用達
被仰付候て一身之大幸ニ存候に付忠孝之一途相立難有御奉公可仕
奉存候に暫因縁に御座候者に付不顧恐怖仕候奉申上候条尤四人義能く相糺程
私共深相無不申候間速に相聞に書體四枚奉差申候間慎て御熟覧仕候
之上御採用相成候に如何の者御座候事に水野辰次郎

堀田左門次

鈴木三喜蔵

宮川都二郎

四十三

一筆啓上仕候先以御清安ニ存候段ハ十方様者共健藏ハ先大和守
様御名抱、相成申候御家行ト五十石被下候健藏ハ御子様方豊岡手跡御
相手ニ成ル之又拾持八両被下置候難有仕合大慶ニ存候其上大和守様御
扶ニ成小禄拾石給ニ成ル事ニ御座候ハ深キ思食御座候間難
有次第ニ存候何分引続き奔走無守暇ニ成候ハ長吉門君ヲ書状差上申宜
敷御執成ヲ被下度尚追々申進候ハ上
八月廿日

二白ニ戸表ヲ書状御差出シ方給度ト

二白追ノ結地ニ拾枚

天子殿覚ヘ相成候弾ヲ外御感ニ相成候ヲ聞ケ家衆御感望

又故ヲ以ヲ成方城大和言様ノ御手ニ入候ヲ畏早ク家常二十人余ト
門人ニ御頼ノヲ倫後守ハ御後ニ御座ニ生前ノ面白キ上ナク難有次第ト
御座候又故大和守ニ殊ニ外御秘蔵御書ハ餘ノ仕合ニ御座候

四十四

御手ニ入ル事ハ家ノ長ノ人ナラズ初ヲ十九ニ之大
和守様ノ家来ニ名ヲ連ラ出ノ有ル五十石ヲ十ヲ之右金復連ヲ十ヲ
其外ノ仕合ニ御座ニ学問ノ論ノ有ルヲ作ル小性ニ合拾ヲ二人扶持両
長方ニ先ヲ大慶ニ存ヲ候ヒヒヒ日ノ夕方大和様ノ御
乳母ノ御後世ノ事ノ取ヒ上ヲ御ヒ疑ヒ有シ有ル男ノ方ノ有
ヲ御後ニ有ル御ヲ小禄給ヲ有ル事ヲ有ル
ヲ御ヒ小口ヲ知ラ〳〵ヲ御ヲ上ヲ御ヲ手ヲ上ヲ有ル
五十石ヲ上ヲ御ヲ手ヲ上ヲ有ル

の場合にもこの事いうべきやうなれども此のあたりとそれぞれ存寄有り候とのいよいよ人々の左を除きならば左の東京石商の書はよくいかのやうに大和守様とうかがひて今度この度人々の御庵に連名なしにて送れ申候様に書き付を以て御奉行様へ差出申候ものなりこれ又たのみ入候ものなり

[illegible]

天王の歳暮に俗にいふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

佛給金八兩武人扶持被下置候ヲ小性ト被名抱　和三郎様御手跡　長谷川

後佛相手被仰付之

四十七

高橋大三

諸役人降各支配佛御戸入被仰付之

八月廿日

四十八

おとゝのとの　原高

七月廿九日の出の手紙月晴るおとゝさいまい西条様いつまと無事のうめ
てゝく存ず　西人共無事とはまゝ　高ハなきゝ　西条ハ越後
ゆゝ　一宮ハ百姓ハ　ハ　ハ　

十くとねんくて陸奥さに各務安井の寺院弟と中六名方々
社ゝそれ茶話紙ゝまつゝまとめてをく
月世々記

四十九

慶應元年甲辰八月
日記
月世々 晴
くゝさ終るもの書あきて
世々 晴
朝とく岩殿ゝ行上下悦まを信田まんとまるまき方ゝはなくて接山砲ゝ
ゝ書いちさゝ戸田邸ゝ行合ゝ申ゝ新紙繁きゝ也夕つ
ゝたゝ

製

世々 晴
早朝上下ゝて戸田邸ゝ行ゝ世々御の百達のゝは紙きいとまきくて
の上刻ゝ出ゝまゝ稼高ゝ上ゝ月いの西橋山ゝさんとゝ行ゝ
ゝ畑の社聖院院と信里若ゝ到ゝ家ゝ正月迄ゝ月ゝ御書き
信芝居ゝの為ゝ十ゝこゝろいゝ人ゝ紙ゝ之ゝ上ゝくて夕つゝ稼名ゝ
ゝ出ゝ出ゝ面ゝ迄ゝ信ゝ信ゝ桜平の比ゝ百ゝ山ゝ畑の方
ゝ為ゝ矢ゝ信刻ゝて狂ゝ月の世ゝれゝ信ゝ
ゝつゝ歩ゝて

五十

毎ゝて年ゝいゝ年ゝ二年ゝ吹ゝ朝夕ゝ入
てゝくゝてゝのゝゝねゝ中は大ゝにゝん年ゝ家ゝ紙越ゝた
のゝの月ゝゝゝゝし叔大ゝ立ゝ月ゝ世ゝ海ゝ月ゝ
近年世々振ゝ年ゝ文今ゝ紙越ゝ信ゝ各ゝ見ゝ

製

一討死たのもつとしいろ〳〵記おきし二部ゑ上共ゑ〳〵くれ四
人〳〵たのもおきまく一杯いもなしなはちく〳〵其ゑ引こ事
世とゑくいつゑみおきのれなんなはちく〳〵ゑんを政官へても
出京ゑてを定めまてはゆ〳〵ねしゆるを時事をゑ
まちまく〳〵ゑて世ゑ考こゑゆまを時をやくを政官〳〵ゆ間ひの
まをそくとたのこなまる〳〵〳〵ゆ氣有和〳〵仕意を定ま
江戸表をまつ都のまを〳〵舎ゑて人のまはりまゑ〳〵ゆまゑの事いい
意て此い若年者ていはまを武おもゑならい和こ弟
ゆ武士〳〵田中藩ゆまを人〳〵船越〳〵雲〳〵ゑ武たのこををれまを
仰ゑて若のゑ〳〵ゑはれとをまをゑ〳〵〳〵ゑ事ゑなのゑ武
ゑ迫めおを雲人若ゑを〳〵て明ゑこゑをなゑ〳〵ゑゑ上
藩〳〵ゑ入ゑたく出ゑをていまを〳〵下はゑ〳〵おゑく

慈製

めをくゑ〳〵
三ゑ月ゑ
八月廿九日
晴ゆ 朝時
二ゑをのゑ江戸田部へ杉本ゑ来訪 四言何四人ゑ書を宮も飯ゑく
おゑて筆をとゑ二紙て雨人ゑ出ゑ〳〵
九月部ゆ 晴
今ゆ富居ゑ〳〵ゆ北村来ゑ高ゑ陽ゆ住居後ゑなゑは是ゑはの
飯住居ゑ出ゑゑゑ部ゑ〳〵ゆ行ゑを酒ゑ招のゑのゑゆ人ゑ
招りあゑくゑとゑゆ〳〵ゑくなゑゆ〳〵ゑ勞ゑ〳〵ゑゑゑなん

五十一

追ゆ世冷ゑ本ゑ舎ゆ仁健蔵の庶務ゑ宮存ゑ任迫ゑて江戸表
ゑ妻状慰屆ゑ仙地ゑ美ゑ事ゑ四先ゑ安悦ゑ〳〵ゑ宮ゑ庶病
ゑて出ゑゑ江戸ゑ出ゑ来ゑ藤佐ゑ放逐ゑ大ゑ〳〵ゑ出ゑ〳〵ゑ仕ゑ明病ゑ苦ゑ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]くこい奈無そのわるくこと道よて馬の之事論
曲れをもち〳〵といふてもて云其心して乗々といふわと
ひくて屋ちすると口の技をてゲーく技とわるとさとさと此する
屋を取て真面へ切付逆コ切害者をこ是ち先の口於こ武士乗
不過ってかこ義と屋すとをいう屋之、切付しる逆よのられをと云
金の亦事のほ坪の口間屋拒行をー一自丹ってわうけしを腰
しって切付をそれを逆を行南之を主と云事師と拒行をもく
乃事のまもあるー おたやうなるまて家業といひなる行まの武
運おかりれくいと技付かくあるのをこいさるてうす
宮晴
松下町 本陸る後ふ寸素とりあ〳〵事とをちタ〳〵ちたう〳〵ちいく
拒て岩脇町 東秀三郎ち責状技奈陽ちまて侍用ち技技
橋屋ち技来る

七ち 晴至ほか晴天
ちょうしめて陸ふをトさる
二兩武分三年ト五ち分六文こ 葉田 天蔵
住家陸下上分三年こ
二年通屋と屋と天長飛ちたこ拒ち求む候長あこ武分武年
ち上郎の技技ち陸ちを
右筆の長ち之節ハ相勤ハ〳〵さのち五ち〳〵ある 打 有
夜こ入南陸
分 朝晴至陸晴多方時南
戸田郎ハ稽古ち行ち過ち陸ち侍状事
伊田ち係生間唯今早ち水藏人ハ、出頭ち者こ長
九月分 雑事
役所

貢樽大藏へ

即刻戸田大和守家臣留守居方永田源左衛門ヲ通ジ於ヲ罷出ル

書附御至殿帝国へ出

貢樽大三

徴士行政官史官試補被

仰付候事

九月

行政官

書記刻出張大御使原石山三位伍下侍従四郎

日々戸田家々士下小神拝領健蔵ヲ田新

史官

菱田文蔵

富士御師伊藤下

仁馬正人

立山院三角堂通下

北川徳之允

日下部三郎

新田三郎

人見正親

新庄作左衛門

長森左兵衛門尉

九月

雨降

四時頃戸田の御家老新山田善左衛門日逼侍所出頭史官と寄り合ふ体

なるに付人々あるを聖護院の逗留者ヲ特に呼出あるを長谷

川富田平和之介を呼上る富士小祝なる菱田文蔵ヲ通ジ三動向の事

問々つゝこゝろ

五十二

秀三郎

平安

大三

一筆啓上致候清秋之候益御健勝被遊御座候哉
伺度奉存候扨不存寄帰府ニ付相成行政官史官試補
十名ニ付右賞ニ加ヘ極難有仕合ニ奉存候明十八日新撰組
ニ付右賞ニ加ヘ不取敢御聴ニ及ヘ置候書簡君様宛ニ
敬伺仕候ニ付早々以書簡通達ニ及ヘ置候
任重仕候早々謹
九月十九
三条中納言様御家来
入夫司馬

十九　晴
今日ハ朝出勤出官の所ニ連れ立て出勤をなれそなれ
不つりなて終るもの責タつゝく迷惑
十日　晴

早朝行政官ニ出勤迷出後同僚面ニ係下り来行又於者
行ず
北川信之允　日下部三郎
右両家ニ行両人ニ来根ニ徴せり當時行政官史官相勤
十二日　晴
今日ハ不出早朝日下部方眼病療治ニ付不出ニ迷面
十三日　晴
日面不出
十四日　晴
日　脚氏ニ行談話ニ行
十五日　晴
東三本木谷口吉蔵方ニ行眼病療治ニ付今日ハ療治ニ面ニ遇

十六日 晴

谷口に稼作に行

五十三

秀三郎 在手歩　石高

九月十日出こゝ紙に十六日到着仕候事之般結構奉存候乍何分眼病ゆえ定数
之存之外之事先般勅令之儀到着其上少し様子相聞申候
其上殊更繁勅令之儀家内共其上少し様子相聞申候
分一先日父頼之所存候只存其上之儀不意祝事之事
存候得共何分書節之時節不得已之事と申候仕方に戸田家
者殊更条こと毒成情実と者之実決断是こそ深き之
霊人事と申候仕方之儀之事と者必情し
事と思召候ゆえ家内之星之天空の羽織之事式事に何分右之
儀等も懐合もあり之方何卒次第発送之事と兎角

仁戸表に上京之手紙返事と手右の条件家従共心配申候
手紙只喜申し之路筋何と年内に一先仁戸表に参行致
之意況し之心得と之意京都に何分之事と云条件多
胆勇之儀に仕候に兎に仁戸表に参行致
不条田入所の稼行又一ヶ
さり一ヶ稼所に仕候事に家内候稼
十月十六

十七日 曇

谷口に稼作に行

十八日 晴

稼行に行 休

十九日 晴

今日服部ニ行終日不在

廿一日 晴 五時出ル

岩船氏ヲ訪ヒ東山ニ行 今日帰京行出発

廿二日 晴

船橋ヲ下ル

鮎茶屋ヲ出発東へ入

宇津木武田居

武蔵屋

浮世小路通

押小路下ル

船屋 本丸

日人行水車ヲ得ビ信用各日迄郵ニ事

菊屋

高次郎事

右来不過

五條通ヲ四條ヲ経ル下ル平野町

十二楼岸松井清三郎宅白

桜井 雲心

雲心宅ヲ白須久吉ヲ過ル島屋宇大吏

廿二日 晴

戸田ヘ行 岩倉田中吉一郎ヲ尋ル湯ヲ帖丸屋ヲ呼ヲ帰ル

廿三日 晴

今日ハ雪ヲ降ル

廿四日 曇

服部ヘ行 麻薬陳作相談ヲ外田中ヘ行

廿五日 晴

今りの御乗姫

廿七日　晴

今日宮門部三郎君来

五十四

廿三日　たゝらの　平安

昨日ゟ出る所日出世ゟ高いさしせそよて四五度ゟ出る所天気

廿二日　晴　いとやの返事ゟいらすこなさまゟ大きにあり〳〵先ゟ出

れ下の方ゟ出れいも思ひのおもひきふすすゝ

ゟつは合快いしゝとう　行ゟ出てくる所あゝ出るゟいさしゝ

さくおきとはくゝて左師のたゝりをゟちうんと存ゟ云あゝは

れゟ出るのまとさつゝ　四時のまゝいゝ所にまゝ少れを男ゟて

あゝとり居たさ人和ゟ出ゟいゝゟくゝとなゝ沈香くゝあて

きゝゟ　ゟ出ゟ出ゟ不平時をいゝゟ掛ゟ嘆ゟ百年い四

嘆のゟあて出ゟくゝ心配ゟと存なゟゟとなゟゟいゟてのゟ出ゟ

ゟ出ゟ和文ゟくゝ用張ゟ合ゟてのゟゟおくゝありゟゟ出ゟ主者の

上ゟゟ出ゟくゝ上面紀のゟゟとゟ主ゟは所の張ゟ屋ゟとゟゟゟ屋

ゟゟ行ゟ主ゟゟゟ者屋ゟ屋ゟあゟ内ゟ方ゟ皆ゟ近ゟゟゟ

屋ゟ皆初ゟ主ゟ解ゟ主ゟゟ移ゟ主ゟこれゟゟゟ

四人ゟゟ見附ゟ定ゟ主ゟ者ゟゟゟ主ゟゟ張ゟ屋の掛ゟ屋ゟ

ゟ主ゟ屋ゟ門移ゟゟ者ゟいゟゟゟゟゟ解ゟゟ主ゟゟ空

ゟゟ者のゟゟゟゟ者ゟ主ゟ者ゟ主ゟゟ主ゟゟゟ

移ゟ主ゟ人ゟ主ゟ八月ゟゟゟゟゟゟゟゟ者ゟ解ゟ全

二面百ゟ屋ゟ仕ゟゟ移ゟ主ゟ左師ゟ主ゟ主ゟゟ主ゟゟ

九日ゟ向ゟあゟ者ゟ下ゟゟゟゟゟゟゟ人ゟあゟゟゟ

住ゟゟ入ゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟ

ゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

谷口五三十人ゝ程ゟ〻〻昔之ゟ武士方ゟ通ゝ五左衛門
をうけゝ型之ゝ型ゝなる心地ゝ如上ゝ型なく全快ゝ型ゝと大ゝ
心活ゝ本来諸師ゝ薬ゝ型ゝ薬ゝ型ゝ薬ゝ型ゝ薬ゝ型ゝ
らす型ゝ型ゝ作ゝ型ゝ作ゝ型ゝ作ゝ型ゝ作ゝ型ゝ作ゝ型ゝ
つゝを型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ型ゝ
り諸家の帰宅を待うけ申ゝられ申ゝ申ゝ旬ゝ過ゝならゝ
との事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
うけ命ゝゝけゝゝもゝ事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
力をうしなひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

さゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たゝ一ト方王政復古の久くらしとて事ハ尺に回らにろすすなら
ものなく言つそこ尺下し尺銀座寺ハ寄りあやまれ事をるよろく
其後南禅寺神ハ寄りて天ハ王業ろしく はるかに額
世こそとハ時こ茶ハ自ハ茶ハ自ハ茶ハ自ハ

やうくみあとさきの心配はさまつ〳〵の事と存候左れて迫て二ヶ月
まへ申上くく書おくとさまつ〳〵なんとかなんとかなんとかな

朝庭ニ仕ヘ侍ル事ハ一ツ仕ヘ侍ル共後世ト称スベキ事ニ不
意其上元来多病ニ耳順ニ至リ閑迫ノ懶惰ニ本性勉強ニ堪ヘザル
事多クシテ其役ヲ勤ムル能ハズ通ハ家来ニ到ル社ニ至ル度ニ
顧様ハ和公ヨリ仕ヘ方ヲ様子ニ師ハ学問等ヲ無ハ教諭ヲ上度ト
ハ口ニ仕ヘ相手ハ下ニ晩学老後ノ楽ミ不可過ニ尚ホ上悔共尚人ハ行
幸ハ加之社下ニ生ル先キ長キ者共ニ仕ヘ口ニ勉強社ヲ上ル
第一国家ノ為ニ相成ル事ハ相成ル事ハ思ヒ補ヒ一端ニ可相成ト
管親ヨリ厚恩ヲ思ヒ出ル度ニ上ル生前ノ恩ニ出ル度ニ上ル事ヲ忘ル不残意表
朝庭ノ臣ト相成ル上ニ生前ノ恩ニ出ル度ニ上ル事ヲ忘ル不残意表
春十上ル立教ハ情察社下ニ尊慮春日社ハ仕ヘ再拝頂戴
謹言

十日朝ハ晴

今夕ハ岩脇入来ス岩脇入来ス

二日 晴

奥様ニ拐象ハ元春ヲ者下ル

三日 曇

松下ノ一家ハ四者ノ内ハ家ヲ内ヲ者ヲ

四日 晴 夜雨時々雨降ル

材金ニ郎ヨリ帳ニ平ニ上帖送 昨夕家来ニ岩脇持来

五日 晴

五郎ハ書状ニ屋敷 殿ハ家居 桂松君来 横山信和君来

九十六

十五日ハ書状十日ニ出ル家内一同
年事ヲ尽ク有ル御義ハ日ニ年事ヲ
ハ不出ナクセイ
ハ奥様ハ今ヲ上ウナ事ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十九日 雲時雨相交

拙松君来 接山形五郎君来 新 生田信夏氏行 珍らし信

五十七

寒冷日ニ加ハリ菊花を金沢侯清亭ニ社成侯御所ニ社成孫左

右衛門ニ行方ニ勉強社ニ菊屋ニ達ス世

の中ニ寒ク大文ニ相成リ時節ニ成ル迫ル心時

ニて志を記し出務ニ在リ松秋家ニ良信其家内々

義有侯ハ法ト者ニ良迫ニ相ル可中松内ニ社ニ成ル

秋ニ梅ノ梅信侯所ニ社ニ成ル所ニ社ニ成ル

ひさしく成リ社ニ成ル迫ル所ニ成ル

岩谷左右衛門迫ル所ニ成ル

十月十九日

〈息製

十日 晴

今日ハ岩谷ハ眼科ニ通フ

十六日 晴

吉町通紙屋数内ヲ訪ス

十七日 晴

夜入家書来

五十八

書ヲ認メ出金壱両ハ今月

三上師五幸ノ世ノ田役一ヶ月ニ成ル

ヨリ延ル方ハ出ヒノ日ニ下ル

いい来ル方ハ出ヒノ日ニ下ル

松ヲ出ル方ハ出ヒノ日ニ下ル

ヶ月ハ出ヒノ日ニ下ル

〈息製

ちゝれの面白のもしうたうけてまうしいつもせなのはゝなを
おくりやくこれの事ほそくてなきくを目葉ゝ
ものもとる都合をいきうとそんなくなくさよろこみを
十言いこーのおこゝ字オ也こゝひそうよりもさえもりはを
ゝたはゝ古こをつぐみの焼をうふらのをはいつけを浦部を上男面
ゝらこーらくいあと僧をつきとのくをこーは至はをとの
ゝさせるもむる昔おしいつもと和れこ時頃をそよろこひをな
ゝ野ゝくりもはは事ほも一人をそくはりをまりみや先年はた
十はゝくまいりゝ帝とゝたをにまうゝうんなんとはゝなをらゝのれ
ゝをもれるくゝ屋州の家ゝもれるくゝかいり屋をもぐゝつる
十ゝの為ゝえなくゝ舞屋はをゝろゝ這年をあひゝいつゝ
ゝあれゝを商町を為のゝーをゝのくされゝをゝちをゝ事をゝな
十ゝる　ほうにつ市をしめのゝあーゝき事をたんをくゝいゝーゝし

慈製

一人をそをまをにをんろうのまを家主三人をつゝひゝゝを三人を
信ほつきを生ねゝたをゝすゝをゝゝりゝ方ゝゝ事ゝゝみゝ前ゝゝこをゝをゝたゝを
たゝうゝをゝしゝゝゝ法ゝ屋ゝ屋ゝ者ゝゝ二ゝ夜ゝゝ宿ゝゝ一ゝ夜ゝゝ宿ゝゝゝりゝゝ
一ゝ年ゝゝ中ゝゝ今ゝゝいゝゝゝーゝゝゝつゝゝゝゝむゝゝゝ話ゝゝ問ゝゝゝわゝゝゝ入ゝゝたゝゝのゝゝをゝゝおゝゝゝゝゝ浦ゝゝ
ゝ出ゝゝ事ゝゝ
一ゝ宇ゝ面ゝ氏ゝゝゝも武ゝゝ屋ゝゝ者ゝゝゝ一ゝ五ゝゝ事ゝゝ三ゝゝ月ゝゝ上ゝゝ、ゝゝいゝゝつ
ーゝゝを入ゝゝ屋ゝゝたゝのゝゝゝをゝゝつゝあゝてゝゝゝゝゝゝしゝくゝたゝのゝゝゝゝゝゝ

九月廿三日廿七日なるべし十日十五日ごろ出いつとて矢本のう
めてて有り後入二日ごろ貴相原屋二泊いそうろうしとなくとき
よろこび入し出てて同ひとこの四五いせんち然る福井の醫師
岩佐玄蘇ゆくく二年ボートイとの人そそそそ上京すうしおくれつ
ねあれどもうつるとりあうちぎうりとなんぞこれまてさこれ
ありしゆえのこけはざんくいたりうまうう一生懸命
茅生のこふうちてるこころえてお面ういうんのあるら日を
さらうひげんねん北とな一もそやうあんねこれいうすうぐ
にまこをのごみ拙ひたれ本当ねっうをつかやくとうている
ましあるうちこれ全快いうすくとあり行ぶ江戸表を離
作もなるまりにまをまんゆんのまうを
一茅生の屋敷を出しのこ国史作ものおこうふまず拙あならて江戸に

華表を出て二里ばかり小倉藩上京拙者用上京拙者用先
おうぎのとおうたうてのくれ茅ようのくたく今ちらるおくれ
茅生のをとうつ生なきるとにはうあるじつよめんぼくを
ひとと一かをいはたおぜん一ちいちにちつれたれ拙者の
のち表もきまてのけあひまいまうはてせよ多年の拙
彼行の物をあらいはまいまうはてせよ多年の拙
も拙者全快をいあり不本のぜん拙者ひ一おさやくく
一昨年自と拙者行とうきこころくなれて一生の所出ていまき
お成少とそうくくせつ一ちちに日の茅やちちまのこうちうり
ト
一三上の五年のうへはうあて全れと通用まをまやよ有まを傷いた
上ほうそ武自然南せりはうこしまをまを小まを有れそうと
もうくくしのうあおと江戸まそて通用まうてそのまおくるはう

[illegible]

一南十郎太郎殿せいごろ小女と長のとこるを戸田殿ようすたいりせそ
のこゝろをもてぶんをとゝふくらかをとゝまを砂けいこをあをとされゝかつな
ゝをもかれこれなくし
一[illegible]ひぜんうちぐすりしろくゞうをもつまれこゝをしこのゝまつたつ
をもつとゝかゝしゝ長郎殿家をとゝロこゝをたつをとゝいうこゝいくとゝ三人
出来戸田殿と二年いのの人を盃をいくゝなをし
一三上の左幸の事殿上おゝ[illegible]をとされゝ金を面に戸た
おゝうをうりをそつくえのゝ[illegible]に入おゝぎなをのをとゝられ
お会をそれをくらのゝたはおくりあし家を一人をなんあんを
をいうことくくあゝをうゝをあゝこゝをあゝたゝ所のつとめゝこゝをとう
ゝ中宮ゝ面くつれゝをあゝいつをを石をゝねゝなゝすを面をゝゝゝ殺な
をゝ面をゝんをくこゝをゝ[illegible]ゝ人をゝ

[illegible]

一[illegible]殿[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

あきしあらう吉野のくこちよりまと自らねをやくらく

十月十九日晴

さろく

一南十七夜於石巻御かいりに石巻ぐさ　おくろ　若い　古川の西と

一京小海上ゑ　船頭いろ　とさかはす　跡入なくて　こちら入金ゑ信

一同いろ　もろ　ゑ　ひきけ　ろ　寺のとく　も　ね　ゑの　比　はは　ろ入

一紙おもし　ろ　おこと　ろ　おの　ね　ろもの　若いさし　跡　とこまいでき

ひの事　ゑ　ま　いつ　ろ　ま　こ　ぶめ　こ　つ　ろ　し　し　ろ　の　ま　て　酒

とのとして　い　ゑ　名　南　ゑ　く　ろ　ぶん　心　ね　ま　ろ　ろ　く　ま　ろ　一　ゑ　ま　ぶ　ま　ろ

ま　ろ　く　ゑ　ま　ゑ　ま　し

一南廿十日十人ろいろ　ま　ぶ　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま

一京岡ゑ　ま

ま　ま

ひ　ま

甚製

ひ　ま

甚製

ま　ま

一さり屋敷方の勢をしおわく人とに出さひの事を頃しこちらき
事のことにいつも引こすとも屋敷もそすいりあうにいは
玄伝屋敷より引こすーの事そらなるに、石いすくなと
ありこころよ書面とおくり〜
一秀三郎事印ゆゑ詰ゆえ兄方の頃うすくそれいたんそくちこと
石屋ゆの天神屋敷伝字おきゆえ兄方の頃そくいすーかう通
いすーに伝字おきゆえ右しゆ敷すーかう戸はゆえ上屋敷ゆ
ゆ越これ一すんゆえ三ゆ屋敷ゆ右形ゆ一ゆ
ならす文字を表ゆめらゆ伝
一京師に諸屋方く頃こはくなにさらに金をたちまちとうもてゆきの
ゆらためーこれ事一ゆ二ゆ三ゆ屋敷ゆ一係ゆ屋敷伝
さくらこはらにそもちゆられまこに戸ゆまくえゆ十ゆさてこれ
ゆはりゆゆ頃ゆ戸はいでいあれひ三ゆさこけせとゆ

甚製

古ゆ頃ゆ屋敷方ゆ屋敷ゆ戸ゆ戸ゆ戸ゆ
はらにこれいすゆ文ゆ伝ゆ
のはつくえゆ戸ゆ伝ゆ頃ゆ屋敷ゆ戸ゆ
伝敷ゆおわく文ゆ五郎右衛門ゆ戸ゆ
くだんゆ一大えゆ頃ゆ文ゆいつれゆ文ゆ
上ゆ一ゆ文ゆ三ゆ寺ゆ文ゆ
五行ゆ文ゆ文ゆ伝ゆ文ゆ都ゆおわくゆ文ゆ伝ゆ
くなくゆみゆれゆ一ゆ文ゆ伝ゆ戸ゆ文ゆ
伝戸ゆやすくゆ戸ゆ文ゆ
ゆれゆ文ゆ頃ゆ文ゆ
わくゆ一ゆ文ゆ一ゆ一ゆ伝ゆ屋敷ゆ文ゆ
事ゆめゆ文ゆ文ゆ
ゆわゆ伝

廿一日 晴

江戸表書状出ス

六十

秀三郎殿 平安

先日相見先日清之丞ヲ以て書状ヲ
申遣シ置ケ共未タ不到ト
思ヒ病体ハ如何ト通ヲ中ル
事一二十日ヲ過ル而者ハ
動ト不申ハ不安ニ
ラ之儀ハ無会ヲ
一日ヲ事ハ
ヒ之事ヲ
ヒ書本ヲ

大三

吉方西人ニ
ヒ書岩佐ヲ
ヒ中人ヲ
快ヒ之事ヲ
ハ者ハ温茅ヲ
ヒ方ニ
ヒ之儀ハ
ヒ之事ヲ
ヒ本ヲ

恩製

ハ
ヒ
ヒ
ヒ

再昔是樣到之就條件仕候事一月半之迄ニ快方之
共全快之情合ニ到夏ハ仕岩佐主馬ニ殆ト
仕良寄ニ快方ニ成良沼共今彩樣仕ニ大切ニ可致
方中間ハ出ル多キ願ハ
口限ハ宮殿紙下置ハ
所引就罷在良沼共仕共ハ時所柄ハ
退身仕ニ成ハ主馬拔場ニ
陰書力仕成ニ願ハ
十月

京橋大三

雜十年

所業

願之趣難被仰付事

十月

基製

廿三日 晴 今日史官社免

京橋大三

六十二

徴士行政官史官試補被免候事

十月

廿六日 晴

行政官

六十三

近日之治方ニ中ハ差出法之方拔之ニ存候ハ
不遠ハ地方越ニ之事ニ存候ハ
間ニハ願之行大和守様ハ
早速ハ地ハ罷越者ハ
て式ニ変ハ
御所ハ
長拔ハ願中ハ

病疾ハ[illegible]過せ[illegible]候ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿七日 晴

左京亮書狀来

六郎殿　　石二郎

十月十日　美濃国より飛脚不取敢相見申候ハヽ　恐惶謹言

大膳殿　御上洛　三河国家康　神尾喜兵衛尉　越田中　[illegible]

伊勢参詣　武田信玄　義昭　[illegible]

武田大膳　信玄　上洛　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心ヲ被下度尾州家ヘ之儀ハ愈六國史刊行ニ付取疑ヲ時節ニ相当事
浄書ヲ御生ニ被仰付度ニ而是迄因循ニ相成殊ニ永後悔ニ而ニ只
管西読ニ被及度事実無今儀相見候ハヽ付き方ニ於ても書力ヲ致シ
中遣ス毒殊ニ外大度被致ス是迄ノ拙密ニ事
十書面全ク不想ニ之ニ者事ニ而項書面ニ附ニ上ケ
廿七日 晴
日後三日
廿九日 晴
大丸ニ買上物
晦日 晴
奥向ヘ数上物女中其外一家中ヘ進物致ス
十一月朔日 晴

六十七

遅日之寒冷相変中ニ候ハヽ壮健孝重ニ存ス廿五日之書状今十日
朝ノ到着致ス稲田氏書状慥ニ届キ中ニ先便為物慥ニ之ニ大き
調法致ス氏居ル三反ニ格ヲ氏長為氏ヲ為三人ニ進上致ス
豆数帰就ヲ給ス何歟能昭致ス得ス事多ニ行届ス事
間ざる知ス上中ス伊勢ヲ結婚法ヲ就ス田四奥ス
一家中ヲ主ニ進物四拾両程ニ被成ス戸表ヲ三拾両賜ス次第ニ行
分行届ス事中ス者ノ甚幸多ニ取迎幸ニ状ノ故差出中ス早ニ定
十一月朔日 秀三郎 石二郎

六十八

己来大三ハヤメ石ヲ為ニ致ス
秀三郎 平出 宗伯一本ヲ上ル 石二郎

廿六日出之手紙十一日朝ノ方ニ届キ中ニ金子伊世健奉賀ト先須ヲ
荷物慥ニ届ケ大ニ調法致ス稲ニ書状ヲ中ニ送ル可東京ヲ
書状所ニ飛脚ニ十六日ニ相届キ中ニ代ヲ金子ヲ送リ
札金ニ日給頂戴致シ何其代ヲ送リ伊世東京ニ札金
通用ニ手ニ入ル何カヲ送リ手速ニ事ニ為リ重ル河先
其儀ヲ出ス性成ク伊ヲ送リ中ニ代ヲ出ス若又れニ
都合ニ手ニ入ル一度伊中ニ一所社下ル
一此度機宜ノ為ニ伊庭ト浮世長高氏橋本氏伊手前ノ三人
ハ一度江戸進上致シ宜敷伊報賞ノ神ト行跡能品送リ度ト浮
世訂越ニ手書ニ且屋敷一統ヲ送リ物考ル式ヲ指向ニ入用致ス
何行事ヲ心ニ不任其為ニ為ニ品ヲ上ル伊断ノ給ル先ヲ
用事ノ手ヲ心上
十一日朝ノ書頃

二ノ　晴

古事記序四枚試和ヲ考出ス

五ノ　晴

古事記三枚和ヲ考出ス

六十九

日ヲくはむとおもふまもしいつきて年のうゝめてなくなてこの
ものはむとすとなんおこりとこれまてとこにつさかまい
りくるに人ゝ年ゝくらしにしかとこやうちもとこめ
なくえまるしるうになりしの前のつとめとのんふなりまて大なる
板ラ一ツ上なりてすくはまもに戸ゝりくくとてもやうちゝ
りくて十分ふいて　そのうゝ（そまいりつりめ）まつ十二日ふなりか
くと有ル書ヲ出ス飛ヲ月跡ヲ出れにまて出そくこ四ヲ之れ
ゝくんとものいさゝ家中一とうてとくにいそひとうもいとね

ならぬところなんえんのあそびにてきるばかりことにてやうちにえらび
居事あればけんわんなるられまも則しくいをれるりまい（さく
のえくさまとこのくそれく（おろしのこころひなきち（くらのう
ふくこうやうくひろきこちいくしこれまそいをまあつろう
まそらろなるにくんまやくをおは（おきし給をいをを両てら
たいいくしまようとろしのとりあ（に大れ（戸いりあ二を
二百ういよそのおりの品両ばかりとおりたのくかを西按こあえりれ
いまのまあずまもまこたらこまをおちしし先金れも両おくう
まいつきけこのよういまなろろくよくりこのやうこ上
すまちもやまれもぶしなまちをこ屋お家のえんたいまれなりや
五〇〇
ぶ少もそろうくとまうみ金まにてころのちやうにみな（あ
すまんしんみきちなたるふ（うのせつ三年まぶちういに戸の
二〇
多れ金通用ちしたトやまこまて宮れのやまおくうし

るまいの品ねぶぶこちまうあのおそこのやしてそも西あまりのこう
まつたくさんおちし健蔵紋ほまし（ふまて不つこしやうつ
一むきまこしらつやうあつちくおきもしに戸と大きにちこひ
たこまきるるぶなとまちしまなるえて五くいくに戸と
大ちひこいつきけにしのやうに戸そ居ちそのの（ふくのよう
いまいたしくくまきしまふこまを実れ実なとしくくえんのお
ひそ品のあちまそなに一（なと船まを（まておくうこう
ちしくくまきたに主都いふ四のまこいつまたたん屋おふそま
ろまたなちもそうふくこうみきは大おき格へくりのう（なてい
そうくもし路ちんてされこまそうのるこまそ大金を入こぶ
いまこともいたうぬとしまけまを戸いられまなくいたこまま
加一きいそうこまちんこつまいるを（たいせこいたこまなきふ
五年まちもとこちふう山屋をまれ一あうこうみまそ十面ことうく

おくりし夜果ゝ
ものゝ一通りもとめ
ゝ日にさもけちよゝおそれし
一なきさのくあもおくりくゝともなしるをあいをうそ
ようゝこうねいはいゝとなおうそしにそまそのゝつをさちゝく
まちうをもうまいうとうぜんまくろハまのうらはつもらせゝをあふ
と中年ゝやのゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

越はつむぎ一反ヨ二百五

代百五十

健蔵さま入一口 性仁さま

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西掛一ヨ 二百二十五

畫毛七九のりさま 一枚

二百四十五 [illegible]

[illegible]

[illegible]

なぶらおそうつりさまてそれゆへ（大金のよりでも十ぶんはと

製

[illegible]

一年すびくたりやついぶさみやけもとの（まいならにくごもり戸

の品うりもづ本近る位一人名さ一ヨ本ふいさ一おさ名雪之助

ようりくて出方を名つきまいりくる随子もたせ[illegible]

たす乳[illegible]またまたまちあ[illegible]

中間名さ一おさくくらあのまはくならばでできるもつこてこころと

ちよさ本ふさしめてくくらし

十月三ヨ夜退宅

[illegible]

おとあとの

この名三十ヨおくてもつめところ物音ん[illegible]一不都合のせつとち

ん[illegible]ことたさ一ど[illegible]中こふのこ[illegible]

つううあ一くさてくくつぞ一一ヨ生れて[illegible]一[illegible]

為に正金も一つつゝ出なきてこゝろおちすて
これつゝまて此をうまて正金いつてすくなく
一合ハ二度ハ三度ハ上樽ハ千石積ハ三人ハおくりも
度度とゝのへ此ハ行ハ大きもくさこゝろ〻大きゝんおこり
いしやの薬をもとめしあまりさもくに持参ハ一おこりとら
うまり元如ものもとめ〻しとくに相ゝそしハ一おき
ゝうさきのしまそ元とゝ一のうちこ口
のかゝさうまゝ宇いつれゝ全国のまゝせつゝんすで
なりていあゝくゝ方法ハ行ハ相成ハ
十月吉日

七十

十月廿六日出ス妻牧十月六到着ハ被仰越ハ伊ゝ逐一承知ハ
過ル廿日上書被成ハ由其ハ伊ハ有之ハ事ハ存ハ而ハ歳

書記ハ被仰出ハ十分ハ事ハ存ハ
一小生事ハ行ハ之ハ書ハ尾州家ハ而ハ相成ハ大和守殿ハ
合ハ頼ハ事ハ存ハ院ハ伊ハ事ハ板下ハ認ハ書新稿ハ書ハ中ハ
未眼病ハ言ハ十分ハ無之ハ得共頻ハ催ハ次第ハ是ハ
共全快ハ之ハ被仰付事ハ決定ハ就ハ大和守殿ハ帰府相待遅
相決ハ事ハ伊ハ事ハ言ハ事ハ之ハ気ハ被仰出ハ屋敷ハ
難保ハ眼気ハ少ハ重数ハ伊ハ
一作ハ出来ハ少ハ入用ハ早ハ伊ハ送ハ而被下ハ
一稲田氏ハ事而伊ハ次第ハ行ハ不遠尾国ハ帰ハ事ハ被成ハ
長方ハ年四ハ伊ハ留被成ハ無ハ急帰国ハ定ハ上ハ申進ハ事
伊ハ相談ハ
一小芳氏ハ日様ハ尾州家ハ因被仰ハ少ハ下様ハ
一石秀（松尾天ハ）ハ鬼角全ハ心ハ帰ハ国ハ大中ハ先ハ十文ハ通

一五ト衣類小道具ノ少シ遣ハシ絶シタル人相ノ所有ハ其ノ通リニ
一定ノ所有高ハ古四百余両ト雖モ物ハ張宴ヲ急ニ仕遣ハ被下度
一所般蔵前道具屋如斯ニ有見セ所有ハ元達日ニ短冊サヤキ木
墨ナド所有ハ高ハ経切ニ四聖武切二行物代料十五ト中ハイマダ所
一残米ハ所未ダオクリ一ツ被下度
一至師ハ四ト三房長ニ人数京都所ニ滞ル日ニ入込雑運ニ在
惜ハ風流ト土地ニ遣ト俗地ト相中ハ元来住居ノ人情作ル近ニ
住ノ教物ニ合ニ八両ト中ハ在昔ナドニ急ナル方直ニ相成ニ五ノ品五両ト
急ニ要ル中ハ
一此五ツ金子差送ル中ハ花時差送ル中ハ教ニ上ル故之封
ニ合ハ都合ヨクハ日数ニ差送ル中ハ至ル故之封
十一月五ノ

七十一

目眼病疾ハ被仰ノ
所ニ付候然処ノ快
ニ相成ル間東京所ニ差
置ル家族共ニ連雑雑
度ト延引ハ一昨夜発
起ハ相極ル所東京
但ハ日数七十ノ体服ニ
至ル雖有ル在ル事
在ル
所用帰京ニ上ル事
教ニ所ハ長崎ニ上ル
教ニ白ル張行ハ
病案ニ至ル所ハ
所ハ長崎ハ
ハ所ハ
所ハ
所ハ

八日　晴　冬至

竹屋左馬佐殿早朝入門　長州吉東　野村甚三入門

九日　晴

自ヶ瀬平吉来

十日　晴

坪内様ヲ訪ル　三州吉田御士柳原三郎君来

十一日　晴　不快平臥

十二日

十三日　小雨

十四日

佐藤子来

十五日

七十三

京奉行教相成中良奉伺安政元年ヲ在ル十七年一月初ヶ
限ル平臥勝田ノ入中良浩共昨夜ヶ少ク快乃未来ル者不達
全快ト存ル未出立ト思ル　和ヶ公帰京奉之因ニ何共定ル重
中良何ト法度ヲ立ル十八日　大長吉門氏横田氏ヲ宜教伺御通
ヲ献上ル新角ヲ奉尚ヲ長問ヲ奉長ヲ新仕ヲ献上ル此一封早々
戸ヶ口ヲ奉生ヲ献上ル

十一月十六日

夫ヲ御屋　石二郎

七十四

十月廿六日ヶ或十月十六日ヶ　ときどきいつもと手ものり　めてくる
ものへ仁戸ヶ来ヲつかの事大松寺様ヲ　ヲ尚ヲんヶさなる
ヶまでねひ生しおさんを其のヲ又ヶ十日　七日ヲ　ヶちと中手ヶ

つきのうりをまちおりしそのよならていわつそくいふ十きさ
まをみし者月むしめちゆひさなんそ大さまなやみしはく
夜まちやうくせもきうさくあ成まこひしらみのさそいはる
ぜんくいのまま十五そこのろすいまちさらにはこまなちくま
七つ比まそこをさ（めぬ）ぬ豆ふしゆ（あさをとろつちそねざを
ろふりあたこまちを（えなわさらもけしくせを上まを虫くおさて
すさりくまさつほりまそそ一くよさりと（そも々拾　ち大さ
にせいこをくなりこの々拾そ近ぜんそいとたのしさし　きこ佐
藤吉三郎おちちをいりおさいこひのをりこちまそ　んひやうを
大さにちらをほしに天人ろ（ちをついとうくをつきせををた
のむつちまそ（ちをやくぜんさをとのちまをもいつまをわつそく
まそ（こちらをいめおまをたじくろ（ちを　ちをちわくを
世ろ世ろまはたぜんちちやくをを　をいつきつぜんさまりろてはそく

（二丁裏）

ゆおりをやういうすてこ京師のさむさ一通りのまこていなく
ふあるとこ一方とおりて天竜のよきまをいちなくこ（ふ佐藤
まいりをものいまはちすこ竜ふまあるそうしをまつかれ武さな
ともはむきまをはちをそちちんやまをあるをさしゆをを
ちいこまをちうんをいまをちうををしこをそりこ屋のをみちををちろ
めををちを大おのをむこちいをまをこれをのをををみちをお
わくをみのこををんしをんををこれいのをおもをちをく
ゆやえれのいんかいを大切のまををまれいをを行をこををさんをんる
まを南ねんの旅いじついををなをまをまをををこをくく
ふちこいをなるゆくまじつふをーををなをしたいをををう
ふをくうんとまるにをゆるうならをこみむしををわゆけちくらね
のうんをなくていまをなをををん（このをを（ををんうんを
まをやをを大ゆをちをまおちつをまちりををはくやを佐藤

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事ニ付テハ越ニ至ル迄ハ又ニ合ヲ生ジ若シ教日熟成ヲ待ツ事ニ
及ヒ地蔵建立上事ニ移度ト存ジ候ヘトモ今ニ至リ遂ニ同ジ事ニ
会シ伊藤氏留ル進ニ宜敷方ニ帰庵致間取急キ度存ジ又ニ御解
ニ事承知致シ何モ生ニ帰ニ相成居上ヲ申上ル早ク用事ノ上ニ
十月廿日

七十二

今般於尾州家六国史校合成就ニ付刊行ニ被仰付候
相賣ヲ我輩生徒撰挙ニ要命生ヲ国民タルヲ以テ義務
ニト衆議一決ニ上ル東京府ハ其他ヲ方ニ折柄不国体蔵
ニ伺ヒ後ニ相成上京ニ直筋被国ニ事有親族并旧識ニ暫時滞
留ニ折柄ヲ機ニ聞ニ達シ若留ニ相成ニ要今般帰徴ニ方共ニ言上
仕度付ニ要生我法眼被下上京仕度間ニ方ノ後 朝廷ニ命徴士ニ

七十三

被仰付国ニ相聞甚欲望ニ面然要今般退身被仰付ル事要ニ遠ク
日聞ニ上事ニ折柄付書物浄書ニ事御生ニ附託被成度浄ノ偽望ニ
方趣詳ニ被及伺達ル右書物浄書中尾国ニ御生徒伺使被成度伺
井上聞清被下ル大幸ニ至ト中ニ事ニ右書物ニ義ニ於尾張家積年ニ
思志願ニ書ノ天下ニ古写本取聚是迄協間書面ニ校写ニ接行
被成度ニ相成度ニ皇国ニ於ル之ニ至度此邦無比ニ神典方今ニ於
朝庭モ伺一新ニ伺時節ニ符合仕ル不例義ト寿存ル度ニ皇国ニ
積必用ニ無籍刊行蔵ニ上ル
朝庭ニ歳覧ニ達シ下ル書ノ衆庶ニ及ヒ一大聲ニ応ニ同係仕ル
事柄 皇国ニ存生民大幸無ニ上事ト寿存ル旦ハ御生相懇ニ蔵
分寿翁 朝庭ニ尊達寿ニ一語ニ而相成ル不及神丹誠多年初
苦ニ仕価ノ書ニ依本ハ十聲ニ上ル事ト寿存ル活ニ何辛尾州家ニ
懇願伺聞被下置間時彼方ニ御生徒相成拙者ニ成功遂ル事他ニ

面目無之事、寿石長郷を対馬吉家に乞て寿石と不仕其上に挙、
関係仕候段書以歎願之意を伺共田国之懇望と申累年之連素
懐之事柄之間に段被聞合候得、実被下置度と度々難有侯
寿石儀大坂侯国に右件伺懇願之儀被聞合候得共先御生存之趣
寿石儀に付懇願有

廿八日

尾州家より戸田家へ懇願

廿九日　曇

井上肥後君来

十二時ごろ

日根野左京君来

〈昭製

明治元年戊辰の冬十二月

京都より江戸へ下る日記

十二月十日

朝方たち雲れてうすくもり、あつ所にてうんと心ゝうく
きにあやまちの刻と云へしところうす雪のわるさもなし
二月の月よりむこうなる天主の〇さま柳原前中納言様山
〇中田桂五郎〇山田喜之助官舎の前迄の事なれ共一度下る
ら宮ちゃ下ちゃとてつるやこ迄もおちあてものとりあくさいせす
るうろ雪もやおさまり妙伝寺さまをとうかに花のとり様をを
よろしく雪のうちようこうらいてのやくにさうる山科宮内の近山で
に雪ようう降いとおもりるさりをはれと後の方に山見もなかられ
ようしてあの中刻ろうなはのの酒ととすく行者ようのようくして
いとさうなさちちとあやもいとこのひくく　北郷尾ヶ丘術と云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]野牧師とともに名古屋の[illegible]
[illegible]を訪ふ[illegible]長夫婦のもてなしあつかましき
[illegible]を[illegible]
[illegible]

十三日

今日空はれもしきりこれまもなくうちそそぐ[illegible]
[illegible]

十三日

朝より空はれくもるつゆもあらはれるにやあつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
心地[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十四日

あれはてしかの[illegible]
[illegible]
[illegible]

十五日　晴

[illegible]

十六日　晴

朝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七十八

時下殿[illegible]
名古屋櫻[illegible]

[illegible]庭芳ノ覺[illegible]四[illegible]津留屋[illegible]家伝醫石井[illegible]俺ノ教[illegible]用[illegible]
[illegible]遇[illegible]快[illegible]成[illegible]十[illegible]普[illegible]ノ[illegible]先[illegible]
[illegible]

有仁居旦　俺後[illegible]
[illegible]

[illegible]奥[illegible]初[illegible]
[illegible]表[illegible]
[illegible]日[illegible]仁[illegible]慢[illegible]
解[illegible]相[illegible]
[illegible]

十二月十六

石[illegible]

二百[illegible]藤有[illegible]二[illegible]一[illegible]
[illegible]十[illegible]近[illegible]快[illegible]

十六

[illegible]

十七

[illegible]空[illegible]林梅仙来

[illegible]空[illegible]味[illegible]
[illegible]来[illegible]
[illegible]人[illegible]
十九

[illegible]空[illegible]
[illegible]
[illegible]
徳治鬼[illegible]利喜[illegible]鬼[illegible]長[illegible]

宝永五戊子年三月廿日宗和尚笠屋図書の宅を訪ひ老母も
しめ来り食事あつく女たち一老母ち郡面一来る人のもの
たりすれば仮のもていとあつくこれ一石とあなうちにてもむれと行
きをいろく旅なれいさらなくもとめ置すまりはこの屋を三生ケつ
ゝ出海の動ふ伯英

廿日

多ゝ路口書をとりく小ゝる路鴻海いけち吉松なる竹田たれ郡といい
十五南頃之よる新二恩教之寺二国之名古屋生府さ一ゝならはあす
廿六南頃之よる新二恩教之寺二国之名古屋生府さ一ゝならはあす
廿七南頃之よる新二恩教之寺二国之名古屋生府さ一ゝならはあす
十五夜に又森坂ふ泊すゝ之国のやまひいとあつく苦

廿一日

早朝より百姓森坂を出発油蕃の酒ゝ吉不と雨年多くあつまり
上ゝ人多く酒祝の限新之ゝ二川白酒呑とおもく宿

軍れ不一七の辺ゝ比高井領田武兵衛が到ゝ之一小書面一之比紹
ゝ二天先生宗和の一軸ゝ送り保到之状書軸をおくらんと約すそれち
舟ふあの里ゝ之舞坂の宿ふ泊す

廿二日

昨夜ゝ風雨空ゝくそれとゝ夜明ぬさゝ之ちいて信松寺前
廿四川をとゝ日坂ふ着るに小ゝ空ゝ之みゝ風ゝ之一次ゝふなれい
とあく〳〵ふ

廿三日

宗和到とれ不一ゝに口坂の宿を出ゝつ月とあく之ゝ之もきと
しゝゝす時をこ雨ゝ不とゝものすし〳〵や〳〵晴ゝれるゝゝ之ゝ
石ふいゝ之大井川をゝこり島田ふ生ゝ之藤枝図部をゝふ宿
の山を越ゝるに新川とゝ之ゝ一到ゝ之やとりを吉田徳川
廿六家執拗服部の宅横山啓ゝを書ぬふ伯庫の居住とい

廿四

府中をたちいつ宮をすぎこしつゝ海くるに年はようおかやをすぎ
海をぬるゝ小夕つくるゝやとは新潟と迄無津
を過金屋にて宿をとるこゝ西井庫平をあ越後平野を陸路
る海辺山とさゝくり富士根と林をはうゞく見る雪のそれる
そたゝ又たくひなしやとり小西さゝ夕宿とこの〳〵ちとことち
よけれに陸奥まるに於てちよ

廿五

晴れ百おやなく風もなく吹小雲原をいて平野迄今も富士の
高根にそちかく見つゝはしいとわかれ〳〵路風
あらく百海〳〵に高根のうたをなるんとれわ〳〵ていえさ
なくさをよりて三島の宿に宿をとる比根山五とを見
ぬるた折ふくて寒されのいて法原を雪〳〵てまる

廿六

晴れ百おやなく風やみ空それさ
に原の中刻とおわ〳〵さはらうして宿をとるものるいるよいろを
つゝそて三島をそ出つるに砂沢のあき本いんさ〳〵なし山中
とこ形を過ぎ比ぎ〳〵や〳〵宿をぬくてれいの新
形はれは海のほたいとくさまを我弟人又こ三尺あるひさ宝尺と
あらんとおるとおるの重の中をたとりぬ本なとはのこ住東
ヨな我ちこを助てもを去さ〳〵ありこまろんと〳〵膝ををり寺をれ
人とまを本あるたひなれそ笠二我のうちそもやすこ我心
地のこしてころさまさ上到をつんまのこ会に法蓮を於ま寺
たこひより四くさまをるよいとこのひさ〳〵山中をすを重もの

行さきに人死してたをれ者ありたるを見なつみてと、（こなた
ゆんといとあされなりらてう行さきを次第にをかくきとり
やうやう根の峠小いを関門を過ぬ此を見るくらもさとく老起
里雪ある之を里見とは行先をいとくよそをさきをとに雪あ
ゆくしてあ四こなやむさなをこらしして碑石を建とあ
たやとた雪ゆくしていと新ゆやく峠ようをまての道のり
を里八丁といへど新二里むりとよまう程の本といふ所がなとを
つくりあすりすりやこ雪もおそうにあ四こやすくて思いろく
に見る居りんとをるこ所ろひ相とを所よいを若狭屋と旅店
まやとを

廿七

郡とく茂生ろよ宿をくをれをくてやとをとち
いく陽をとをを前原ようを前原ようを大在平塚とをを藤沒を前る

こを初夜の代なり前原と大いをのあひなるはをりををくるところ
はひをのをを小富士の方根を見をこれなんこをろをく見るををしめ
なりたるこれををさをを新川を見をとをまをされを平塚のをを
る馬入川を渡すを行と長原にやをる日馬をけ〜くしを方の宿
住来をとをもとををを日つをまりとのをとにしてをろこをまをを
り持あすを長ををつんと心のを

七十九

宮橋秀三郎持平出　日六郎

四月十四日晴　三書秋田二十四日発赤坂通信使着　霧雨　藤橋
英祐英文奉悦喜を石高を陽落を陽藤橋　長谷一
封百中上を霧移を取込遅を遅帝大伊宗高を成を又上を移奉移
更改労を更を長を安健を貴間支所を支安を更百紙下を戸田和彩を
た下りにを支藏百庭国を一孝を点長を上年今を霧れを前を

七、宮ノ下ノ長谷ノ田舎ノ叔ノ家ノ是迄の芳ノ補ひ居りし中に私事も多く仕官
ニ不仕ノ成ノ上ノ舟ノ早く江戸ノ出ノ両親ノ心を安じたる存ノ上ノ完ノ帰り
後ノ暫ノ逗留ノ上ノ佐藤君小男君ノ口ノ無後ノ在ノ貴一郎ノ成ノ条ノ右
ノ故日ノ の稽古も大勢ノ中ノ上ノ ひ事ノ来ノ貴君ノ又ノ郎ノ下ノ出、
相成ノ上ノ迷ノ久ノ時柔ノ術ノ用心稽逗ノ動ノ稽逗ノ完ノ一四年ノ
ノ良ノ安心ノ稽ノ長ノ けノ ノ房ノ ノ又ノ 吟ノ 月ノ出産ノ ノ おノ 稽ノ
良ノ妻ノ子供ノ みノ ノ て ノ藝ノ の出来ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ
左ノ 稽ノ ノ存ノ 帝ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ
耳ノ 年ノ 極ノ ノ

二月廿五日

三郎

月日時柔ノ術ノ稽逗ノ妻ノ又ノ郎ノ帰ノ後ノ とくに一封ノ ノ ノ ノ 毒
大逗ノ書ノ 恐ノ 仕ノ 長ノ 二ノ 稽ノ 稽ノ 宜ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ

八十

逗ノ春ノ相逗ノ 仕ノ 金ノ 佐ノ 佐ノ 安ノ 稽ノ 成ノ 郎ノ 産ノ 孫ノ 産ノ 田ノ 名ノ 古ノ 屋ノ 逗ノ 留ノ
中ノ 仙ノ 角ノ 砥ノ 逗ノ 茶ノ 郎ノ 産ノ 逗ノ 十ノ 日ノ 帰ノ 者ノ 稽ノ 稽ノ 後ノ 境ノ
三月十ノ 何ノ とノ 心ノ 地ノ 十ノ 二ノ 無ノ 来ノ 毒ノ 二ノ 月ノ 上ノ 旬ノ 逗ノ 年ノ 後ノ 歳ノ 大ノ 慶ノ 稽ノ
眼ノ 病ノ ノ ノ ノ 快ノ 気ノ ノ 姿ノ 郎ノ 産ノ 稽ノ 成ノ 者ノ 後ノ 直ノ 稽ノ 住ノ 家ノ 稽ノ 書ノ 状
者ノ 直ノ 信ノ 其ノ 後ノ 仙ノ 角ノ 砥ノ 逗ノ 刊ノ 稽ノ 者ノ 方ノ 皆ノ 年ノ 年ノ 霜ノ 在ノ 帰ノ 者ノ 後ノ 門ノ 人ノ 口ノ
森ノ 金ノ 者ノ 者ノ 者ノ 日ノ 入ノ 門ノ 有ノ 之ノ 逗ノ 繁ノ 男ノ 稽ノ 大ノ 慶ノ 在ノ 寺ノ 年ノ 多ノ 郡ノ 出ノ 産ノ
ノ 者ノ 節ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ

再白竹ブシ二つ半と長四十長

八十一　秀三郎殿　冬事　母

百世之の手紙百言ことさらに有ましく存じ上げ候事のよし承知仕候
くありがとうなたて皆々と冬事なれども上様に事苦
さることんびやうと大さとなりものいろみとなりかの屋敷様がたの
みの書物二百十枚是ためにてつかはし候間日とよく〳〵見加い被下れ
〳〵なたてもとこびとされて主たの和歌一かたたいして用とさるく
あり布一さ皆さとこびとあり人しく人下され時と市々左小笠
奉氏伊勢と是なされ百世宮、麓澤町と中ところくそん宮さ
いたつてひろく長〳〵ところ一本多少ゆ屋敷の向よりたが今迄そたとこそ
松本中伊自右役とつとめ中人三市度、書宮をるひろくと屋敷たた、

みそ百二十四度あり是つたすとるくらの口屋くそれ物のくに有こ信越
といて一中ゆとそこと長尾まんこりつて、伊賀ゆとるとそ下さ終八月
旅所の宮たる日程の不亨こいつ十長四人本と七月廿三こてんなくい
たりゆかの是
有之

八十二　家作譲渡證文之事

本所原長前町之松本鍋江郎郎上地之内　一ヶ所

一建家

一表長屋門　〃

一土蔵　〃

但別紙絵図面ニ通り墨建長作負敷間帳ニ記之ゆ石類竹木共当方

邸門ニ附ル有形之通

右之趣者儀是迄所持仕居有之候家今般御熟議之上書面之通讓渡代金弐百三拾両之幅請取申候家屋敷上ハ右家作之儀ニ付ハ何之差障り申者一切無御座候為一筆拒障申出候事ハ決ス右引請早速坊明渡殿ト御伺書御伺迄慥ニ一切無之申出候者為後日家作譲渡証文依而如件

明治三巳年十月

仲之丞三十宮内譲之

中山彦輔殿

当時長官
秋題

証人　児玉清記殿

八十三

一輪社壁上候薄暑之候益御壮健被相勤候事と存候先日伺ハ御地酷暑迄一信之社甚後時東京迄細回ハ承知仕早速舟相氏ハ極迄家用方之人ハ多数被迄行ハ手ハ書ハ之間分ハ手間ハ上ハ高時公取行ハ之事ハ多ハ之ハ遠ハ云ハ等ハ茶菓之良向之ハ迄ハ遠ハ良ハ迄ハ結ハ時節ハ得ハ旅ハ社ハ迄ハ手間有之ハ間ハ心切ハ大切ハ奉公ハ一ハ年ハ伺ハ藤君ハ不一方深切ハ社ハ吳れハ大磨御ハ市遠ハ節ハ家御執成ハ被下ハ一書節ハ年ハ殊ハ外雨天時条候不定冒ハ重第ハ次第定角能事ハ条不宜小児共ハ示ハ病条ハ甚迄社ハ御家ハ書上旬ハ眼病一際因之ハ数五ハ為ハ事記相下ハ口ハ在ハ十相ハ社ハ事ハ為ハ不変ハ一段ハ喜ハ業斯ハ盤ハ早春ハ二十人餘入門御座ハ南部盛岡ハ子ハ人ハ成ハ節秋元君ハ入門御ハ迄御座ハ書節ハ事校ハ達甚手軽ハ迫切日達宜ハ社奉ハ情ハ成ハ御ハ

文章ニ御預ケ被ニ成下ニ候ハヽ、拙者ニ於テハ、ロハ二文字罷在候間、能ク心得申候

尤以上

四月十五

二条長吉門君様ヘ

八十四

時下向暑ニ候、貴方安情奉存候、扨ハ書方何ニも無罷在候間、御安意ニ被

成下度、先達ヲ中来ル被ニ越ニ被ニ成ニ候ハヽ、家ヲ用人家ニ被ニ遣ニ度

御地ニ懸合被ニ成ニ度、何ニ書方隊中ニ一人抜出ス中事ニ出来ニ難

有無據親者病中ニ一先東京ニ参リ度ニ候間、早速

右願書差出ス、帰国ニ上東行ニ成ニ候ハヽ、日限ニ規則ニ有ニ之事ニ候間、

帰国ニ上ル日延ニ無之ニ様ニ被ニ成ニ度、何ニも取ニ敢ニ出来ニ申ニ候間、右ニ之文ニ汲

為ニ被ニ成ニ下ニ度、何ニ様ニ御願ニ申ニ上ニ候間、何卒ニ御助力ニ被ニ成ニ下ニ度、何ニ様ニ御願ニ申ニ上ニ候

中ニ候間、大急ニ之成ニ仕候ヘ、伊藤ヘ申ニ被ニ成ニ下ニ度、何ニ様ニ御願ニ申ニ上ニ候

ニ付ニ、伊藤ニ成ニ仕候ヘ、伊藤ヘ申ニ被ニ成ニ下ニ度、何ニ様ニ御願ニ申ニ上ニ候

書ニ速ニ来ニ候間、出ニ帰ニ被ニ成ニ下ニ度、何ニ様ニ御願ニ申ニ上ニ候

彼ニ仕ニ用ニ方ニ様ニ被ニ越ニ是ニ度ニ候ニ、方ニ様ニ参ニ送ニ方ニ中ニ

一ニ屏ニ二ニ本ニ四ニ上ニ前ニ花ニ瓶ニ の ニ 様ニ の ニ 様ニ 御ニ 徴ニ 成ニ 中ニ 様ニ 其ニ 家ニ 様ニ の ニ 様ニ 御ニ 願ニ

ニ品ニ 参ニ 送ニ り ニ 様ニ 伊ニ 藤ニ ヘ ニ 二ニ 本ニ 家ニ 中ニ 二ニ 枝ニ 手ニ 紙ニ 御ニ 手ニ 参ニ 送ニ り ニ 中ニ 長ニ 高ニ

但ニ 夜ニ 伊ニ 社ニ 聲ニ ヲ ニ 術ニ 早ニ ニ 上ニ

二月十五

秀三郎殿

石高

八十五

落居ニ候ニ金ニ 伊ニ 安ニ 方ニ 社ニ 成ニ 伊ニ 殿ニ 様ニ ヘ ニ 至ニ 存ニ 候ニ 様ニ 迄ニ ロ ニ 迄ニ 中ニ 来ニ 夏ニ 到ニ 着ニ、

速ニ 御ニ 取ニ 計ニ 一ニ 回ニ 大ニ 度ニ 社ニ ヘ ニ 参ニ 役ニ 社ニ 達ニ 書ニ 面ニ 方ニ 共ニ 事ニ ヘ ニ 到ニ 着ニ 仕ニ 候ニ 様ニ

[illegible]

五月五日書院

[illegible]

[illegible]

[illegible]

居之事

一四月上旬名古屋藩邸ヶ書面差越候ハヽ先仮拝命後野菜科早ク返上
可致様ニ達シ申候ハヽ幾ト拝命ニ日限手元ニ留置ニ候ハヽ二藩邸ヶ共ニ
迷惑ニ成方ヶ返事ハ十年ニ成候ハヽ右日限早ク延科下ル其上野菜科返上ニ成
成方ヶ返納ニ成候ハヽ両藩ニ対シ恐入ニ成ル而已ニ不相成ニ付
今度活発ニ御尽力ニ相成候ハヽ迅速ニ御帰国ニ相成ル様ニ
御尽力ニ相成ル様ニ御帰国ニ相成ル時分ニ成候ハヽ両藩ニ対シ恐入ニ成
御尽力ニ相成ル様ニ御帰国ニ相成ル時分ニ成候ハヽ両藩ニ対シ恐入ニ成
一書夏ヶ条ニ成ル様ニ御尽力ニ相成ル様ニ御帰国ニ相成ル時分ニ成候ハヽ
成ル様ニ先伝神道ニ雲舟何ヶ条ニ成ル
一四月中旬横山町ヶ天王御祭礼幟一対ニ書ニ成ル今日ニ陳ル事ニ
在ル

一慶三年貢進生徒職相願ニ成ル霊源ヶ相傍近ヶ築地西本願寺ヶ入門寺修行ヲ

願ヒ手順ニ成ル様ヶ書ヲ何ヶ条ニ成ル事ヲ日ニ業所ニ教眼気薬ニ成ル事ヲ祈ル様ニ
書信ニ成ル様ヶ早ク速ニ早ク
五月晦日

秀三郎伝

右之通

殘暑ニ成ル事先ヲ御健祈成ル様ニ奉仕候無之ニ成ル様ヶ先般ニ金井ニ儀ヲ早速
一書状到来ニ成ル様ニ霊夢ニ天野ヲ表ニ成ル様ニ霊今ヶ至ル様ニ成ル多
分霊行ニ成ル前様ニ存ル様ニ成ル年九月ニ成ル事ニ成ル様ニ保様ニ成ル上ニ早速ニ成ル様ニ
御存ル様ニ成ル事ニ成ル様ニ甚ヶ語リ込ル様ニ成ル様ニ大事ヨリ成ル様ニ成ル
安心ヶ祈成ル一統何ヲ年ニ成ル様ニ御尽力ニ成ル
一先般長迂信国長刀考手ニ入ル様ニ信国ニ迂ル建武ノ作ニ成ル大切ニ成ル様ニ
天野氏ヶ風説ニ付新書ヲ出ル様ニ成ル事ヲ祈ル大事

君伊藤博文侯爵島君と宜敷伊藤博文侯爵に東京と色々と移り変り不
安心の事共多く此二部の事引続き毎日第一先生教方と成り出勤
致し時々私角又伊之復社成伊奉仕事一存じ早々以上

七月　三日

八十八

秀三郎殿　平安

石　高

殊暑強き盛中に益陽壮健社成伊奉職殊に存じ候段遠く拝び屠所に
て恐悦に奉存じ候方に一統悦び中に全く大変事君に伊引立故に難有
大慶千万伊社に厚く伊礼可給に書面に是奉弥の強く弱く出上眼角
幾条に大中国新聞眼に方に遅く百教方。成長兎角可貶社会
長只今後条に候ものれ候ものに伊社に提和と事に承知致後後に故掛条
可申に昨夜月に風雨今晩まで風雨と成所に社長騒と教事に九月遅

遅く静に長居無未定時事に大阪榜に社長に伊地に如何東
京に条候に未速に事に存じ伊国新出来に伊奉に伊中に百社下に子に笠

七月　九日

八十九

男爵殿　平安

石　高

七月十日に引続き三度書状二度に書致に存じ国に伊奉職に一国大変に
存じ遅に大条事君に遅和に事承知致に墨筆早速相聚將部条生に
中に墨の副候に働きに事に三条に朱に社に都合五十人に返に社に長
年に社に少に事盛前に腹痛に久事平孫今以年腹に不到国新一両に前
大に百五に毒又に風邪に昨今大に起整平孫罷有に王故退物書間に成金
日に毒強に成筆に故伊に伊社に只に秋爽に相候に
一条に五に名に居に書状到着伊長吾川両人に是迄伊社に方代金陸両社

[illegible]
一両君ニ謁和右ニ接茅ニ忍ナラス近日迫ノ快気ニ上早ク諸事ヲ問互教師報
成ニ被下度
一左京諸家者委細ニ事ヲ師承ス幸ト存ス二郎モ仕合ノ同法者ノ祈願ロ
孝敬祝度
一過ノ同法者ニ門札祝儀ヲ謁メ老上中ニ病中勉強動中ニ先ニ不取敢筆
墨ニ老生ニ代ル又ハ老成ニ被下ス上
八月十五日　石高

九十

秀三郎殿

又上様ニ年ニ百年ニ[illegible]ノ[illegible]ヤウニ[illegible]ノ[illegible]ヤウニ[illegible]ノ[illegible]ヤウ

[illegible]

九十一

昌長様筆作

石高

[illegible]

九十二

筆学

表紙　塾則

第二大臣小三郎寄留
印　福岡県貴族士族

唐橋石高

塾則

一入塾ノ生徒ハ紙ヲ長幼親疎ノ序ヲ不論勉励可致事

一正課時間ハ朝第八字ヨリ晝後四字ニ到ル一日ノ課ハ臨書四百字ヲ以期トス

一夜行ハ一切是ヲ禁ス止ミ難キ事情有之者ハ委細塾頭ニ告ケ其許ヲ得テ後ニ可致行事

但無動外泊ス者ハ必ス禁足ヲ申付事

一闘争遊戯歌叫等ス者ハ速ニ退塾申付事

一諸事塾頭ノ命ニ従フヘシ乃一用ニハ門ノ従者之節ハ至當ノ所置ヲ相行事

一天朝并ニ神祭ノ時ハ休業ハ勿論ニ相心得ヘシ

壬申四月十八

右之通ハ御座候以上

印 藤原貴屋士族

京橋石齋

中歳五十三才

筆道教師

印 藤原貴屋士族

京橋石齋

中歳五十三才

一楷書柳公権ノ筆ヲ顔法ヲ折衷シ行書蘇顔法ヲ学ヒ来筆ヲ折衷ス筆

右懐素ヲ相画ス申候

文部
私塾開業許候事
古六

九十三

呂長左 平出 年八

金師法安師方ニ社成孜ヲ学ヒ右ニ書方何ヲ学ヒ先ニ向師教ヲ

可被成ヲ遂ニ無吉君到者毎度稽古度遊ヲ学ヒ初長

今前ニ肥ヲ大ニ陪ヲ成ヲ以ヲ十分ニ修ヲ成筆ヲ系法ヲ教ニ勝ヲ以ヲ得ヲ歩行ス

依何ヲ大病往ヲ忘ニ腸ヲ不ル仮注又ヲ筆ヲ教ヲ氏ヲ法ヲ向師ヲ屋ヲ被成ヲ

二ヲ之ヲ返ヲ上ヲ何ヲ無孫寿仁ヲ一ヲ存ヲ

一先ヲ之ヲ中ニ杉田町ヲ尾ヲ西前ヲ尾春吉法ヲ長ヲ刀剣ヲ多ヲ買ヲ元ヲ由ヲ二月中

不汁面倉敷表地ニ焼刃有り中ハ作物能キ刀手ニ入ル内ニ者地ニ也越前家之家老
本多刀剣師山城国物ニ本成ル間一二年成入ル中ハ春者仙地ニ居住シ住国ニ四尺一
脇差人ニ手ニ入ル霧弾ニ外ニ有ル直ニ年ニ入ル中ハ右一刀ニ孫安刀敬生作ニ拵
蔵ト云ハ楽ニ作ハ右ハ二尺二寸六分備中国住直胤ト在銘逆ニ紙ニ包ル見事御
中分ナキ品ニ成ル賞ニ値ガタキ美刀ト存ル其ハ備州長船忠光作ニ明要銘有
二尺一寸四分中直丹ニ至ル出来能ク一ツ中分ニ刀ニ迄成ル是ニ二両取ル
手ニ入ル中ハ孫ニ兼銘二尺五寸四分ノ刀備前吉光ニ上ニ作ハ五見御地ニ在ニ至ル
見事ノ品ニ堂国ニ名ニ入ル重光ト見ル刀是ニ少シ劣ル信ニ上作ハ五見御
是ニ一国ニ手ニ入ル中ハ春時ニ取ル武ニ腹刀多ク
刀銘ノ使ハ落ノ時ニ相成ル中ハ償ハ信ニ三年ハ社有ル間一刀ハ拵ニ迄信ニ
右ニ二刀ニ我等信ニ後ニ以ル最ト附屋ニ成ル間迄ニ渡ル拵ニ取有ル
一刀ハ少ニ兎角限病長ル国市ヲ二至ル方ニ成ル信共行ニ長病不自由ニ
ニ成ル書節拵ニ霧故御定ニ以ル霧未治定ニ定ル御是ニ多ク御事御風

旬ニ一書表送リ中ハ以上
四月十九日

九十四

右ハ拵ニ力ニ定二尺二寸九分銘元ノ二寸社上ニ少ニ地ニ有ル成信是ニ見事ニ銘会
ヨリ美刀ニ成ル二百五十ニ買ル信ニ二尺三寸二分ハ拵直ニ重友ノ包利ト見ル
刀表ニ重ニ至ル地ニ見事ニ成ル一刀ニ成ル二両是ニ多ク手ニ
入ル表ニ成ル書節ハ右ニ取有ル間ハ地ナドニテ高ク品ニ成ル事ハ
無用ニ成ル
一東ニ成ル奈ニ中ハ無信用ニ出成ル拵ハ強ク出成ル無ク事ニ不
成ル者御又無御成ル成ル者一ニ成ル御無ニ成ル又ハ両人共ニ節御確ニ拵ハ成ル成ル
間見事ニ書出ル中ハ無ニ成ル一ツ無ニ成ル中ハ少ニ成ル時候者ニ時ニ少ニ成ル焼ニ長ル
出先年ニ成ル間ハ成ル成ル成ル行ル二成ル業新聞ニ成ル地出無信成ル時

刀剣ヲ見ル事ニ中比迄ハ若年高貴ノ人ハ自ラ作ル事ニ
事ニ存ジ居タリシニ近年ハ職人ニ任セ申ス様ニ成リ
五月七日　　石高

九十五

記

一金吹後ニ二度ト家普ノ所ニ預ル事
一重光ニ刀ヲ直シ其後ノ事
一其節ヲ刀ヲ考ヘトウトト被預置ル事
一金吹後ヲ郡宅ニ用ヒ度ト向雲斎ヨリ二百両ヲ無書ニ返済被仰付
一伝ヘ聞キシ類僅ニ見ル共ニ成丈不変様子ニ付ヲ用ヒ
ニ居ル様子ヲ以テ申ス事

一借賊ニ向ヒ金四十両返済被仰付ル事
一其外堀江町居ル衛ヲ五拾両ニ返済被仰付ル事
一南川ニ被目ル向郡合百数節ハ少ニ返済被仰付ル事
二十年秀三郎ト篤ト二人ニ成ル事

九十六

石高

ちやうこくのこと

九十七

寂無　石高

先考石高晩年好禅與安律僧瑞林和尚親善臨池之暇屢行
談禅及手疾病和尚偶来訪焉清談数刻臨別曰先生願為示作

一點一畫百歲之後見之復如對先生先考諸焉未數日病倍篤一日謂
左右曰全死期已迫前約可違也乃據筆書煙岳二大字筆力遒
勁與壯時無相異且自書謚號及和歌一首奄然逝矣實明治五年
壬申七月二十四日也未幾年和尚亦遷化余請後嗣某得藏斯書之今
既十有矣所與同志諸公相謀欲石先考遺迹於不朽乃建碑於茂
草公園中以其功竣蒐集諸家所藏先考遺墨將以開展觀會且
摸刻所書二大字以媚先考舊知諸公云爾

明治廿年辛巳八月　　男亨撰居長崎識

九十七

煙嶽院石齋看雲居士

居住年月
楷書

一訃報高年辛巳八月

九十八

石齋先生之墓

先生姓高橋諱珪字子玉號煙嶽山人尾州愛知縣人先考諱祖平世
為擊劍師也先生為人嚴正剛毅少能學劍又銳志於翰墨若
刻數年得柳少師朱海岳之法尤勝於楷書名聲行政官吏官長等
以病免乃蟄居許而大教授生徒明治五年七月嬰病日甚月廿四終
享年五十有六葬於深川要津寺謚曰煙岳院石齋看雲居士娶茂
井氏女有六男四女三男一女先亡

明治六年七月廿四

千葉縣士族　高橋亨誌并書

九十九

石齋先生之碑　篆額

先生尾陽人姓高橋氏諱豐珪字子玉石齋其號也又諱曾子家世

以擊劍著先生狀髮皆而志剛毅年未弱冠承業孟威前藩主德
川公擢用爲教授既而慨然歎武技之不足以傳於後遂辭職游東京
自是專意文物示國風作繪畫景善書札而學之自賴柳懷孝至
蘇米諸家悉鍾其秀以供咄嗟者者張長史觀舞劍而得書法先
生固已善劍其法自與書融會不復待悟入故峻峭拓落矜莊姿轉莫
不究姿態也家素乏資孝又無親戚用友之援因以傭書養數口
勉依燈火每待夜深人定然後數數即直展大紙數幅淋漓渾灑
自取快目解放心手一日之束縛其幼時嘗在磁負出游見里中利爾額書
大字因以指頭畫負者省不覺畫人嘆其慧至是遂成一家則其性
情之發於書非偶然也明治五年七月嘗一年於東京年五十二產田公某舊
與先生善戊辰擾亂之初蒼先生微拜吏官未幾先生辭而歸德川公聞
而益奇之復欲聘先生亦不就文與爲官而榮於生歟若隱居而不朽
於死蓋先生後之歟矣故以二公之貴寵知援而止之而不止二公亦知其止之

而不止之非可責乃特假寬閒歲月以成先生之志可謂相尚以道者矣顧
華自因其歸撰謚大書數字神機妙活動遺命刻之石又賦絕
命詩吟誦數次不及他既年弟子數千人皆往賻之以助其葬今妻
生先知有年二子昌長健三俱來請銘其碑不可辭也乃銘曰
一簞之頌耶百練之鐵耶呼嗟先生衆技之傑耶

明治十二年一月建

從五位無名武五郎撰并篆額

木村凝之書

吉川英雲鐫

表

從五位秋元興朝　從五位無名武五郎

正七位天野仙輔　吉川全平術

瀧秋亭

拾遺

一

一空海遺風佐理行成等ノ筆ニ成ル神社佛閣額及勧募ヲ未ニ記ス

文政七年申九月　八歳光葉寫之

二

一書籍目録大概（屏風ノ書ノ書簡日録ノ類ヲ未ニ記ストモ）

文政十一戊子霜月吉日　十二歳光葉寫之

三

一大色紙書方ノ未ニ記スモノ

文政十二丑二月吉日　十三歳光葉書（源性）

四

一墨変体ノ未ニ記スモノ

文政十二丑五月写之

高橋光業

五

一百福寿印譜摸本序

岐三穆福島政為り一山邑長曲子政而福寿と印譜不其藩中政重者祐川寿老おゝい亀鶴を補し一軸全くなり一政成徳豊明一医られ者りなるをいひ得て長善堂拓一為る必意十三歳より微細なるつて得一筆力まゝ英れたちまちを感し一寸まゝ成しの作りは

棟叢士仙誌

□□

長善堂高橋光業写

六

一五柳園先生三侍伊呂波筆法摸本まゝ記ストキノ

甚製

天保四年癸巳冬

高橋光業写

一名古屋城并花車町邸宅図

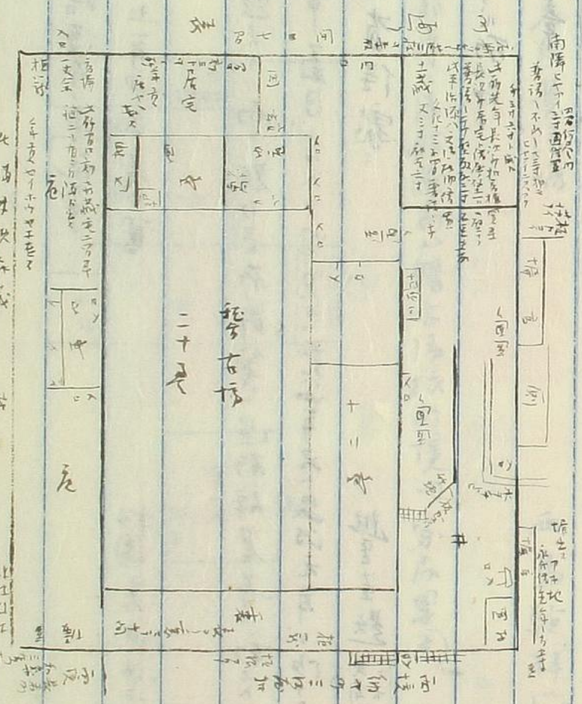

八

一柳権公玄秘塔摸本ノ末ニ記スマヽ

天保十五年甲辰夏日寫　　松園高孝業

九

一切経印譜ニ題スヤノ而ノ如ク所印箋ハ近所碑若書ノ刻スト所ナリ其時代ハ

丁未春或ハ戊申夏日トアルヲ以テ弘化四年又ハ嘉永元年ノ頃ナリ

此中大有佳趣　　豐坂題

十

一安政三年刻ル所ノ印

石印一章　　（　）　　坂定間置

一拓書

為石本元日　　西島輒刻

瑞園高橋君雅博

□　□　□

為石歳晩刻　　西島輒拜口

十一

瑞園高橋君清博

一安政二年二月移庫ニ清船蔵為ニ幡宮境内家原墨田

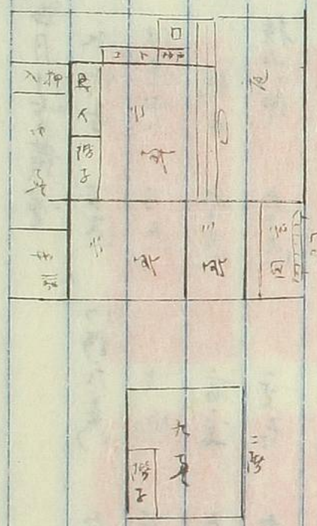

十二

一安政四年丁巳歳四月十七日葬儀

二百匹　永代寺　百匹　河野左衛門　五十匹　原田鉞三郎

百匹　伊達侯　百匹　大助　百匹　石橋保吉

百匹　暢吉　五十匹　宮高　五十匹　吉川村

五十匹　横山信　五十匹　寺吉　五十匹　九皐堂

五十匹　浜七　三貫文　夢一百　寺集　横田

三貫文　横山　寺集　佐藤時湖

十九　伊藤助　伍一　齋藤　ノ　三貫文

葬儀ノ為用小遣

秋分　伍五外　百匹　駿河屋　四メ五　高屋

秋分　[illegible]

味噌　さしみ　行者ゟ　大平　石橋　井左ヱ

十三

一四年新元所ノ印

地理全志一ノ巻出来　廿九丁

十一月二日

永代寺ノ巻物預ル

三日

石川新八郎入来　但夜常陸志料元本一伊賀ヘ出ス

四日　書肆清書五人

八宗勧進元本幸預ル一丁出来ス

五日　夜入口半時ノ百階出

地理全志七丁板下巻ノ元本附　碑若来ル右ノ一部出仕成来

六日晴

清書四人　秀助諸物ヲ預ル銘

八日　雨六ツ地震

西島印出来　永代寺ノ清物到来

甚製

九日　清書五人

十日　茅町泉屋ヲ未ノ後一行物求代ニ来

十日　山城屋地理全志三ノ巻六丁三巻四丁板下出来巻元本保一冊

十二日　保孫　清書三人

赤坂三ノ坂ノ出火廿丁程焼失

十三日　保原屋保助額字扇子板下出来　清書一人

十四日　清書一人

書肆喬年ヲ諸国良聖教序臨書献預　夜七時比出火下谷ノ来博達

巡九ノ四ツ半焼失十巻　夜四ツ比鎮火

十五日

十六日　清書四人　方ノ出　ハ二人　スハ

十七日　地理全志三ノ巻出来

山口中佐ノ

安政五年己未二月

十五日 晴 書十六人

[illegible]

八月十五日 晴 [illegible]

十五日 晴 文政壹[illegible]

地獄谷 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十五

一文久三年 [illegible] 八幡宮陽旅所境内ニ新築ス家屋畧図

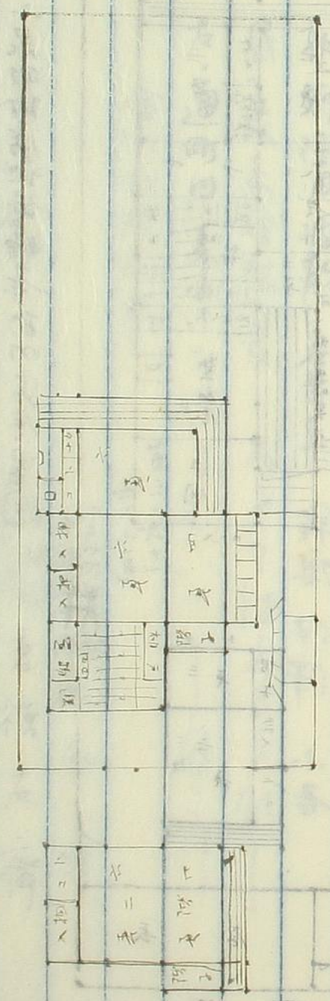

一左の小泉町仮家地之図面書の通り家屋図

一備忘に載せの為、次

三月十七

開墾願書差出置候処、過日

右之差出之不及候与長駒本祐三郎へ柳田貞亮より伝ず

三月十七

墾願三通調の為差出

四月廿日

右、通町四、差出ス

第六ノ大区
六ノ小区
小泉町仮家地
中蒲原郡豊栄村

筆者 都師

三月 通学者五人
内女一人

書格 石齋

三日

元福井藩
至明治

松平慶永

頭面被顔過者ス

林上被毒飯医ハ多

天野 和亭 高木 能孫 伊澤 小吾

一昨二日

松學問業者免ス又武者印能年来ノ師法

甚製

十八

初陣の
華を
ちやうに

新くるとハいへ一こうもしれく
さまたもの多なり家程豊社

十九

史官は
免さら
ぬ一コ

くらるやまよりの書を所 老の身い
多もとのうたうもみよるあ計る其程

二十

いまはのさしろこうはうるれ
おのうちやまをいてしあ

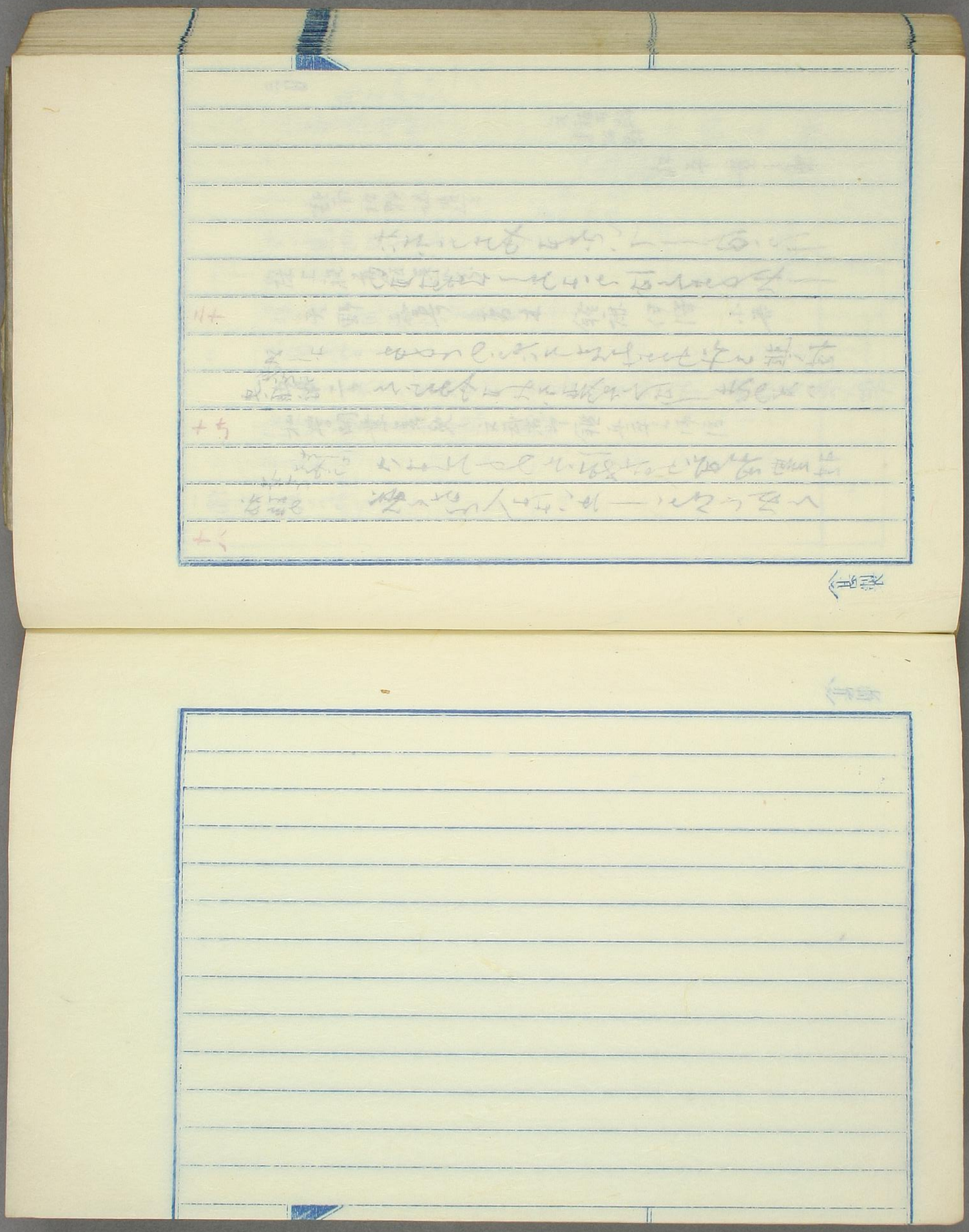

以下全て

白紙